

関 係 学 則 一 覧

	学則名	改正の有無		全文	変更事項を 記載した書 類	新旧 対照表	頁
		医学部 定員増 に伴う もの	その他				
1	東北大学学部通則	有	無	○	○	○	2
2	東北大学学位規程	無	無	○	—	—	31
3	東北大学医学部規程	無	無	○	—	—	52
4	東北大学医学部医学科履修内規	無	無	○	—	—	60

○東北大学学部通則

昭和27年12月18日

制定

改正 昭和28年7月21日

昭和29年7月1日

昭和30年1月22日

昭和30年7月1日

昭和31年4月1日

昭和32年3月26日

昭和32年4月22日

昭和32年6月27日

昭和33年4月1日

昭和34年2月21日

昭和37年4月17日規第46号

昭和38年5月15日規第43号

昭和38年11月19日規第82号

昭和39年3月17日規第21号

昭和39年9月22日規第58号

昭和40年4月16日規第33号

昭和41年3月15日規第19号

昭和45年7月21日規第54号

昭和47年4月18日規第38号

昭和47年5月16日規第70号

昭和48年3月20日規第20号

昭和48年5月15日規第41号

昭和50年4月1日規第31号

昭和52年3月15日規第16号

昭和53年4月18日規第34号

昭和53年9月19日規第52号

昭和54年6月12日規第41号

昭和54年10月16日規第51号

昭和57年4月20日規第24号

昭和62年3月17日規第12号

昭和63年2月16日規第11号

平成3年2月19日規第7号

平成3年7月16日規第51号

平成3年12月16日規第72号

平成5年4月1日規第61号
平成7年7月18日規第69号
平成8年9月17日規第90号
平成9年1月21日規第4号
平成11年1月19日規第3号
平成11年7月19日規第79号
平成11年12月21日規第89号
平成13年2月20日規第5号
平成13年10月16日規第156号
平成15年2月18日規第3号
平成15年10月1日規第148号
平成15年10月14日規第168号
平成16年4月1日規第85号
平成16年10月26日規第295号
平成17年3月31日規第29号
平成17年4月1日規第73号
平成17年9月26日規第169号
平成18年4月1日規第59号
平成18年7月26日規第122号
平成18年10月23日規第138号
平成18年12月22日規第179号
平成19年3月29日規第32号
平成19年12月4日規第139号
平成20年3月31日規第65号
平成21年3月30日規第54号
平成22年3月30日規第31号
平成23年3月31日規第38号
平成24年4月6日規第43号
平成24年6月25日規第84号
平成25年5月16日規第84号
平成25年6月25日規第89号
平成26年3月25日規第33号
平成27年3月23日規第26号
平成28年6月23日規第68号
平成28年9月27日規第76号
平成29年1月24日規第3号
平成30年3月29日規第52号

平成31年3月26日規第28号
令和2年3月28日規第39号
令和2年7月7日規第64号
令和3年3月30日規第17号
令和4年3月29日規第38号
令和5年3月29日規第52号
令和 年 月 日規第 号

東北大学学部通則

(昭30年1月22日・一部改正)

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 入学、再入学、転学科、転学部、転入学及び編入学（第6条—第17条）
- 第3章 休学（第18条—第20条）
- 第4章 転学、退学及び除籍（第21条—第23条）
- 第5章 教育課程及び履修方法（第24条—第26条の2）
- 第5章の2 他の大学又は短期大学における授業科目の履修等及び留学等（第26条の3—第26条の5）
- 第5章の3 大学以外の教育施設等における学修（第26条の6・第26条の7）
- 第6章 卒業及び学位授与（第27条・第28条）
- 第7章 懲戒（第29条）
- 第8章 授業料（第30条—第35条の2）
- 第9章 科目等履修生（第36条—第43条）
- 第10章 特別聴講学生（第44条—第48条）
- 第11章 学部入学前教育受講生（第49条—第52条）
- 第12章 外国学生（第53条・第54条）

附則

第1章 総則

第1条 東北大学（以下「本学」という。）に置く学部及び学科は、次のとおりとする。

文学部 人文社会学科

教育学部 教育科学科

法学部 法学科

経済学部 経済学科、経営学科

理学部 数学科、物理学科、宇宙地球物理学科、化学科、地圏環境科学科、地球惑星物質科学科、生物学科

医学部 医学科、保健学科

歯学部 歯学科

薬学部 創薬科学科、薬学科

工学部 機械知能・航空工学科、電気情報理工学科、化学・バイオ工学科、材料科学総合学科、建築・社会環境工学科

農学部 生物生産科学科、応用生物化学科

2 学部の定員は、別表第1のとおりとする。

(昭32年4月22日・昭38規43・昭40規33・昭45規54・昭47規70・平16規85・平18規59・平18規179・平20規65・平27規26・一部改正)

第1条の2 学部又は学科等ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、各学部規程の定めるところによる。

(平18規179・追加)

第2条 修業年限は、医学部医学科、歯学部及び薬学部薬学科を除き、4年とする。

2 医学部医学科、歯学部及び薬学部薬学科の修業年限は、6年とする。

3 在学年限は、医学部医学科、歯学部及び薬学部薬学科を除く学部及び学科は6年から8年まで、医学部医学科、歯学部及び薬学部薬学科は9年から12年までの範囲で、各学部が定める。

(昭30年1月22日・昭32年4月22日・昭33年4月1日・昭40規33・昭47規70・昭48規20・昭54規41・平5規61・平11規89・平15規148・平16規85・平18規59・一部改正)

第3条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(昭38規43・一部改正)

第4条 学年を分けて、次の2学期とする。

第1学期 4月1日から9月30日まで

第2学期 10月1日から翌年3月31日まで

第5条 定期休業日は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

本学創立記念日 6月22日

春季休業 4月1日から4月7日まで

夏季休業 7月11日から9月10日まで

冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

2 定期休業日において、必要がある場合には、授業を行うことがある。

3 春季、夏季及び冬季休業の期間は、必要がある場合には、変更することがある。

4 臨時休業日は、その都度定める。

(昭38規43・昭47規70・昭48規20・昭48規41・昭54規41・昭62規12・平5規61・一部改正)

第2章 入学、再入学、転学科、転学部、転入学及び編入学

(昭30年1月22日・全改、昭32年4月22日・昭47規70・一部改正、5規61・全改)

第6条 入学、転学科、転学部、転入学及び編入学の時期は、学年の初めから30日以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、入学、転学科、転学部、転入学及び編入学の時期は、第2学期の初めから31日以内とすることがある。

3 再入学の時期は、その都度定める。

(昭38規43・昭48規20・昭54規41・平5規61・平8規90・平11規89・一部改正)

第7条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

三 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

五 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

六 文部科学大臣の指定した者

七 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）に定める大学入学資格検定に合格した者を含む。）

八 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(昭38規43・昭48規20・昭53規52・昭54規51・平3規72・平11規79・平13規5・平15規168・平18規59・一部改正)

第8条 入学を志願する者に対しては、入学試験の上、入学を許可する。

2 入学試験については、別に定める。

(昭30年1月22日・旧第9条繰上、昭32年4月22日・昭54規41・一部改正)

第9条 本学を中途退学した者又は除籍された者で、再び入学を志願するものがあるときは、前条の規定にかかわらず、選考の上、再入学を許可することがある。

(昭30年1月22日・旧第10条繰上・全改、昭38規43・昭48規20・昭54規41・一部改正)

第10条 転学科を志願する者があるときは、特別の理由がある場合に限り、別に定めるところにより、選考の上、転学科を許可することがある。

(昭47規70・追加、昭54規41・一部改正、平5規61・旧第10条の2繰上)

第11条 次の各号の一に該当する者は、別に定めるところにより、選考の上、転学部、転入学又は編入学を許可することがある。

一 本学の学生で、転学部を志願するもの

二 本学又は修業年限4年以上の他の大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者で、本学

に転入学又は編入学を志願するもの

三 我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程（修業年限4年以上のものに限る。）に2年以上在学し、所定の単位を修得した者（学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第90条第1項に規定する者に限る。）で、本学に転入学又は編入学を志願するもの

四 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（法第90条第1項に規定する者に限る。）で、本学に編入学を志願するもの

五 短期大学又は高等専門学校を卒業した者で、本学に編入学を志願するもの

六 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（法第90条第1項に規定する者に限る。）で、本学に編入学を志願するもの

七 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者で、本学に編入学を志願するもの

八 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者で、本学に編入学を志願するもの

九 我が国において、外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者（法第90条第1項に規定する者に限る。）で、本学に編入学を志願するもの

十 前八号と同等以上の学力があると認められる者で、本学に編入学を志願するもの

2 前項第1号から第3号までのいずれかに該当し、転学部又は転入学を志願する場合は、現に在学する学部の学部長又は大学の学長の許可証を、願書に添付しなければならない。

（昭30年1月22日・全改、昭32年4月22日・昭38規43・昭40規33・昭45規54・昭47規70・昭48規41・昭54規41・平5規61・平11規3・平13規5・平13規156・平17規169・平20規65・平28規76・一部改正）

第11条の2 第8条第1項の規定により入学を許可された者が、本学に入学する前に本学、他の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学若しくは我が国において、外国の大学若しくは短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもの（以下「外国の大学等の課程を有する教育施設」という。）の当該教育課程において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条第1項に規定する科目等履修生及び同条第2項に規定する特別の課程履修生として修得した単位を含む。）は、審査の上、第26条の5第1項、第26条の6第1項及び第26条の7第1項の規定により修得したものとみなし、又は履修とみなし与える単位数と合わせて60単位を限度に、本学において修得したものと認めることがある。

2 前項の認定は、各学部において行う。

（昭54規41・追加、平5規61・平11規89・平16規85・平17規73・平1

7規169・令2規39・一部改正)

第12条 第9条、第10条又は第11条の規定により再入学、転学科、転学部、転入学又は編入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数並びに在学期間については、審査の上、その一部又は全部を認める。

2 前項の認定は、再入学、転学科、転学部、転入学又は編入学を許可した学部において行う。

(昭30年1月22日・全改、昭30年7月1日・昭32年4月22日・昭38規43・昭47規70・昭48規20・昭48規41・昭54規41・平5規61・一部改正)

第13条 入学、転学科、転学部、転入学又は編入学を志願する者は、それぞれ所定の期日までに、再入学を志願する者は再入学を願い出るときに、願書を提出しなければならない。

2 入学、再入学、転学科、転学部、転入学又は編入学を許可された者で、前項の願い出において虚偽又は不正の事実があったことが判明したものに対しては、当該許可を取り消すことがある。

(昭30年1月22日・昭32年4月22日・昭48規20・令3規17・一部改正)

第14条 入学、再入学、転入学及び編入学を志願する者は、願書に添えて、検定料を納付しなければならない。

2 前項の検定料の額は、別表第2のとおりとする。

(昭28年7月21日・昭30年1月22日・昭31年4月1日・一部改正、昭32年3月26日・全改、昭32年6月27日・昭38規43・昭40規33・昭41規19・昭47規38・昭47規70・昭48規41・昭50規31・昭53規34・昭54規41・昭62規12・平3規7・平3規51・平5規61・平16規85・一部改正)

第15条 入学、再入学、転入学又は編入学を許可された者は、入学料の免除又は徴収猶予の許可を願い出た場合を除き、所定の期日までに、入学料を納付しなければならない。

2 前項の入学料を所定の期日までに納付しない者に対しては、入学、再入学、転入学又は編入学の許可を取り消す。

3 第1項の入学料の額は、別表第2のとおりとする。

(昭29年7月1日・全改、昭30年1月22日・昭31年4月1日・昭32年3月26日・全改、昭32年6月27日・昭38規43・昭40規33・昭41規19・昭47規38・昭47規70・昭48規41・昭50規31・昭52規16・平15規3・平16規85・一部改正)

第15条の2 特別の事情により入学料を納付することが著しく困難であると認められる者等に対しては、入学料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することがある。

2 前項に規定する入学料の免除及び徴収猶予の取扱いについては、別に定める。

(昭52規16・追加、昭62規12・平15規3・一部改正)

第16条 納付した検定料及び入学料は、返付しない。

2 前項の規定にかかわらず、出願書類等による選抜（以下「第1段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下「第2段階目の選抜」という。）を実施する場合において、第1段階目の選抜に合格しなかった者については、その者の申出により、第14条に規定する検定料のうち第2段階目の選抜に係る額を返付する。

- 3 第1項の規定にかかわらず、大学入学共通テスト受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明した者については、その者の申出により、第14条に規定する検定料のうち前項に規定する額に相当する額を返付する。

(昭47規70・昭48規20・昭50規31・昭62規12・昭63規11・平15規3・平16規85・平18規138・平26規33・令2規64・一部改正)

第17条 入学、再入学、転入学又は編入学を許可された者は、所定の期日までに、本学所定の宣誓書を提出しなければならない。

- 2 前項の宣誓書を所定の期日までに提出しない者に対しては、入学、再入学、転入学又は編入学の許可を取り消す。

(昭29年7月1日・全改、昭30年1月22日・一部改正)

第3章 休学

第18条 病気その他の事故により引き続き3月以上修学することができない者は、所定の手続を経て、休学の許可を願い出ることができる。

- 2 休学の期間は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の事情がある場合には、1年を超えて許可することがある。
- 3 休学期間は、医学部医学科、歯学部及び薬学部薬学科を除き、2年を超えることができない。ただし、特別の事情がある場合には、願い出により2年を超えない範囲内でその延長を許可することがある。
- 4 医学部医学科、歯学部及び薬学部薬学科の休学期間は、3年を超えることができない。ただし、特別の事情がある場合には、願い出により3年を超えない範囲内でその延長を許可することがある。
- 5 休学期間内に、その事故がなくなったときは、復学の許可を願い出ることができる。

(昭30年7月1日・昭38規43・昭48規20・昭54規41・平5規61・平16規85・平18規59・一部改正)

第19条 病気その他の事情により修学が不適当と認められる者に対しては、休学を命ずることがある。

- 2 休学期間内に、その事情がなくなったときは、復学を命ずる。

(昭30年7月1日・一部改正)

第20条 休学が引き続き3月以上にわたるときは、その期間は、在学年数に算入しない。

(昭30年7月1日・一部改正)

第4章 転学、退学及び除籍

(昭47規70・一部改正)

第21条 他の大学に転学しようとする者は、理由を具して、その許可を願い出なければならない。

(昭47規70・一部改正)

第22条 退学しようとする者は、理由を具して、その許可を願い出なければならない。

(昭47規70・一部改正)

第23条 次の各号の一に該当する者は、除籍する。

- 一 病気その他の事故により、成業の見込みがないと認められる者
 - 二 第2条第3項に規定する在学年限を経て、なお卒業できない者
 - 三 入学料の免除若しくは徴収猶予を許可されなかった者、3分の2の額、半額若しくは3分の1の額の免除若しくは徴収猶予を許可された者又は免除若しくは徴収猶予の許可を取り消された者で、その納付すべき入学料を所定の期日までに納付しないもの
 - 四 授業料の納付を怠り、督促を受けても、なお納付しない者
 - 五 第18条第3項又は第4項に規定する休学期間に達しても、なお修学できない者
- (昭30年7月1日・昭33年4月1日・昭38規43・昭48規41・昭52規16・平5規61・平15規3・平16規85・令4規38・一部改正)

第5章 教育課程及び履修方法

(昭47規70・全改)

第24条 教育課程は、次の各号に掲げる授業科目をもって編成する。

- 一 全学教育科目
- 二 専門教育科目
- 三 教職に関する科目（本学において教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に定める教科及び教職に関する科目として開設する授業科目のうち前二号として開設するもの以外のものをいう。）
- 四 前三号に掲げる以外の科目

(昭47規70・一部改正、平5規61・全改、平11規89・平16規85・平31規28・一部改正)

第24条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(平16規85・追加)

第24条の3 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準によるものとする。

- 一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の時間の授業をもって1単位とする。
 - 二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲の時間の授業をもって1単位とする。
 - 三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合は、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮した時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修を考慮して、単位数を定めるものとする。

(平16規85・追加、平19規139・一部改正)

第24条の4 1学年の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

(平16規85・追加、令5規52・一部改正)

第24条の5 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、8週、10週又は15週その他各学部が定める適切な期間を単位として行うものとする。

(平16規85・追加、平25規89・令5規52・一部改正)

第24条の6 各学部は、授業の方法及び内容、1学年の授業の計画並びに学修の成果に係る評価及び卒業の認定の基準をあらかじめ明示するものとする。

(平19規139・追加)

第24条の7 各学部は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1学年又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めるものとする。

2 各学部は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることがある。

(平16規85・追加、平19規139・旧第24条の6繰下)

第25条 授業科目を履修した者には、試験その他の各学部が定める適切な方法（以下「試験等」という。）により学修の成果を評価し所定の単位を与える。

(昭47規70・昭48規20・平5規61・令5規52・一部改正)

第26条 学生が他の学部の授業科目を履修しようとするときは、所定の手続を経て、その許可を受けなければならない。

(昭47規70・昭57規24・平5規61・一部改正)

第26条の2 この章に規定するもののほか、教育課程及び履修方法に関し必要な事項は、別に定める。

(平16規85・追加)

第5章の2 他の大学又は短期大学における授業科目の履修等及び留学等

(昭48規20・章名追加、昭57規24・平11規89・平13規156・全改、平16規85・一部改正)

第26条の3 学生が他の大学又は短期大学の授業科目を履修することが教育上有益であると各学部において認めるときは、あらかじめ、当該他の大学又は短期大学と協議の上、学生が当該他の大学又は短期大学の授業科目を履修することを認めることがある。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学若しくは短期大学又はこれらに相当する高等教育機関等（以下「外国の大学等」という。）が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学等の課程を有する教育施設の当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

3 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により、当該外国の大学等とあらかじめ協議を行うことが困難な場合には、履修を認めた後に当該協議を行うことができる。

(昭57規24・追加、平5規61・平11規89・平13規156・一部改正、平16

規85・旧第26条の2繰下、平17規169・一部改正)

第26条の4 学生が外国の大学等において修学することが教育上有益であると各学部において認めるときは、あらかじめ、当該外国の大学等と協議の上、学生が当該外国の大学等に留学することを認めることがある。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により、当該外国の大学等とあらかじめ協議を行うことが困難な場合には、留学を認めた後に当該協議を行うことができる。
- 3 留学の期間は、在学年数に算入する。
- 4 第1項及び第2項の規定は、学生が休学中に外国の大学等において修学する場合について準用する。

(昭48規20・追加、昭54規41・一部改正、昭57規24・旧第26条の2繰下、平5規61・平11規89・平13規156・一部改正、平16規85・旧第26条の3繰下・一部改正)

第26条の5 第26条の3第1項及び第2項の規定により履修した授業科目について修得した単位(医学部及び歯学部における修得の成果を含む。)並びに前条第1項及び第4項の規定により留学し、及び休学中に修学して得た成果は、各学部規程の定めるところにより、本学において修得した単位とみなす。

- 2 前項の規程により本学において修得したものとみなすことができる単位の限度は、第11条の2第1項、次条第1項及び第26条の7第1項の規定により修得したものと認め、又は履修とみなし与える単位数と合わせて60単位とする。

(昭48規20・追加、昭57規24・旧第26条の3繰下・一部改正、平5規61・全改、平11規89・平13規156・一部改正、平16規85・旧第26条の4繰下・一部改正)

第5章の3 大学以外の教育施設等における学修

(平11規3・追加)

第26条の6 学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修で、教育上有益であると各学部において認めるものは、各学部規程の定めるところにより、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることがある。

- 2 前項の規定により本学において履修とみなし与える単位数は、第11条の2第1項、前条第1項及び次条第1項の規定により修得したものと認め、若しくはみなし、又は履修とみなし与える単位数と合わせて60単位を限度とする。

(平11規3・追加、平11規89・平13規5・一部改正、平16規85・旧第26条の5繰下)

第26条の7 入学する前に学生が行った前条第1項に規定する学修で、教育上有益であると各学部において認めるものは、各学部規程の定めるところにより、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることがある。

- 2 前項の規定により本学において履修とみなし与える単位数は、第11条の2第1項、第26条の5第1項及び前条第1項の規定により修得したものと認め、若しくはみなし、又は履修とみな

し与える単位数と合わせて60単位を限度とする。

(平11規3・追加、平11規89・一部改正、平16規85・旧第26条の6繰下・一部改正)

第6章 卒業及び学位授与

(平3規51・一部改正)

第27条 本学に第2条第1項又は第2項に規定する期間在学し、かつ、所定の授業科目を履修し、卒業に必要な単位を修得した者又は所定の授業科目を履修し、その試験等に合格した者には、卒業を認め、学士の学位を授与する。

2 前項の規定にかかわらず、医学部医学科、歯学部及び薬学部薬学科を除き、本学に3年以上在学した者(学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第149条に規定する者を含む。)で、前項に規定する卒業に必要な単位を優秀な成績で修得したと各学部において認めるものには、各学部規程の定めるところにより、卒業を認め、学士の学位を授与することがある。

3 第1項の規定による卒業に必要な単位のうち、第24条の2第2項に規定する授業の方法により修得する単位数は、60単位を限度とする。ただし、卒業に必要な単位数が124単位(医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては188単位、薬学部薬学科にあつては186単位)を超える場合は、その超える単位数に相当する単位数を60単位に加えた単位数を限度とする。

4 第1項及び第2項の規定により学士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。

文学部 学士(文学)

教育学部 学士(教育学)

法学部 学士(法学)

経済学部 学士(経済学)

理学部 学士(理学)

医学部 学士(医学、看護学又は保健学)

歯学部 学士(歯学)

薬学部 学士(創薬科学、薬学)

工学部 学士(工学)

農学部 学士(農学)

(昭30年7月1日・昭33年4月1日・昭38規43・一部改正、昭47規70・全改、昭48規20・平3規51・平5規61・平11規89・平15規148・平16規85・平18規59・平20規65・令5規52・一部改正)

第28条 この章に規定するもののほか、学士の学位授与の要件その他学位に関し必要な事項は、東北大学学位規程(昭和30年1月1日制定)の定めるところによる。

(昭32年4月22日・昭33年4月1日・昭38規43・昭40規33・昭45規54・昭47規70・一部改正、平3規51・全改)

第7章 懲戒

第29条 本学の規則、命令に違反し、又は学生の本分に反する行為のあった者は、所定の手続に

よって懲戒する。

- 2 懲戒の種類は、戒告、停学及び退学とする。
- 3 停学3月以上にわたるときは、その期間は、在学年数に算入しない。

(昭38規43・昭39規21・昭47規70・一部改正)

第8章 授業料

(昭32年3月26日・全改)

第30条 授業料の額は、別表第2のとおりとする。

- 2 授業料は、第1学期及び第2学期の2期に区分して納付するものとし、それぞれの期における額は、授業料の年額の2分の1に相当する額とする。
- 3 前項の授業料は、授業料の免除又は徴収猶予若しくは月割分納の許可を願い出た場合を除き、第1学期にあつては5月、第2学期にあつては11月に納付しなければならない。ただし、第2学期に係る授業料については、第1学期に係る授業料を納付するときに、併せて納付することができる。

(昭31年4月1日・一部改正、昭32年3月26日・全改、昭38規43・昭47規38・昭48規41・昭50規31・昭52規16・一部改正、昭62規12・全改、平3規7・平16規85・平19規32・令3規17・一部改正)

第31条 第1学期又は第2学期の中途において、復学し、又は再入学した者は、授業料の年額の12分の1に相当する額（以下「月割計算額」という。）に、復学し、又は再入学した月からその学期の末日までの月数を乗じて得た額の当該学期の授業料を、復学し、又は再入学した月に納付しなければならない。

(昭31年4月1日・一部改正、昭32年3月26日・昭38規43・昭48規41・全改)

第32条 学年の途中で卒業する見込みの者は、月割計算額に、卒業する見込みの月までの月数を乗じて得た額の授業料を、第1学期の在学期間に係る授業料については5月（4月に卒業する見込みの者にあつては、4月）に、第2学期の在学期間に係る授業料については11月（10月に卒業する見込みの者にあつては、10月）に納付しなければならない。

(昭28年7月21日・昭30年7月1日・昭31年4月1日・一部改正、昭32年3月26日・昭38規43・昭48規41・全改、令3規17・一部改正)

第33条 退学し、転学し、除籍され、又は退学を命ぜられた者は、別に定める場合を除くほか、その期の授業料を納付しなければならない。

- 2 停学を命ぜられた者は、その期間中の授業料を納付しなければならない。

(昭32年3月26日・全改)

第34条 経済的理由により、授業料を納付することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀であると認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては、授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予し、若しくはその月割分納をさせることがある。

- 2 前項に規定する授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の取扱いについては、別に定める。

(昭32年3月26日・昭38規43・昭48規41・全改)

第35条 納付した授業料は、返付しない。

2 前項の規定にかかわらず、第30条第3項ただし書の規定により第1学期及び第2学期に係る授業料を併せて納付した者が、第2学期の初めまでに休学し、又は第1学期の終わりまでに退学した場合には、その者の申出により第2学期に係る授業料相当額を返付する。

(昭32年3月26日・全改、昭47規70・昭48規20・昭62規12・平3規51・平16規85・平19規32・令3規17・一部改正)

第35条の2 この章に規定するもののほか、授業料の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

(昭32年3月26日・追加、昭38規43・一部改正)

第9章 科目等履修生

(平5規61・全改)

第36条 各学部の授業科目中、1科目又は数科目を選んで、履修を志願する者があるときは、各学部又は学務審議会において、学生の履修に妨げのない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

(昭30年7月1日・昭38規43・昭39規58・昭48規20・昭54規41・平5規61・平30規52・一部改正)

第37条 科目等履修生の入学の時期は、学期の初めとする。

(昭38規43・昭48規20・平5規61・一部改正)

第38条 科目等履修生の入学資格、在学期間その他については、別に定める。

(平5規61・一部改正)

第39条 科目等履修生として入学を志願する者は、願書に添えて、検定料を納付しなければならない。

2 検定料の額は、別表第2のとおりとする。

(昭31年4月1日・昭32年3月26日・昭38規43・昭41規19・昭47規38・昭50規31・平5規61・平16規85・一部改正)

第40条 科目等履修生として入学を許可された者は、所定の期日までに、入学料を納付しなければならない。

2 前項の入学料を所定の期日までに納付しない者に対しては、入学の許可を取り消す。

3 入学料の額は、別表第2のとおりとする。

(昭29年7月1日・全改、昭31年4月1日・昭32年3月26日・昭38規43・昭41規19・昭47規38・昭50規31・平5規61・平16規85・一部改正)

第41条 科目等履修生は、毎学期授業開始前に、その学期の分の授業料を前納しなければならない。

2 授業料の額は、別表第2のとおりとする。

(昭31年4月1日・昭32年3月26日・昭38規43・昭47規38・昭50規31・平5規61・一部改正、平16規85・全改)

第42条 科目等履修生には、その履修した授業科目について、別に定めるところにより、単位修得証明書を交付することがある。

(昭48規20・平5規61・一部改正)

第43条 本章に規定する場合を除くほか、科目等履修生には、学生に関する規定を準用する。

(昭38規43・平5規61・一部改正)

第10章 特別聴講学生

(昭48規20・全改)

第44条 他の大学、短期大学若しくは高等専門学校^{（以下「外国の大学・短期大学等」という。）}の学生又は外国の大学、短期大学若しくはこれらに相当する高等教育機関等^{（以下「外国の大学・短期大学等」という。）}若しくは外国の大学等の課程を有する教育施設の当該課程の学生で、本学の授業科目の履修を志願するものがあるときは、当該他の大学、短期大学若しくは高等専門学校又は外国の大学・短期大学等若しくは外国の大学等の課程を有する教育施設と協議して定めるところにより、各学部又は学務審議会（以下「各学部等」という。）において特別聴講学生として受入れを許可することがある。

(昭30年7月1日・昭38規43・一部改正、昭48規20・全改、昭48規41・昭57規24・平5規61・平7規69・平13規5・平16規85・平16規295・平17規169・平18規59・一部改正)

第45条 特別聴講学生の受入れの時期は、学期の初めとする。

2 外国の大学・短期大学等又は外国の大学等の課程を有する教育施設の当該課程の学生を特別聴講学生として受入れる場合において特別の事情があると認めるときは、その受入れの時期は、前項の規定にかかわらず、各学部等においてその都度定めることができる。

(昭48規20・全改、昭54規41・昭57規24・平5規61・平7規69・平16規295・平17規169・一部改正)

第46条 特別聴講学生を受け入れる場合の検定料及び入学料は、徴収しない。

(昭31年4月1日・昭32年3月26日・昭48規20・昭50規31・一部改正)

第46条の2 次の各号の一に該当する者を特別聴講学生として受け入れる場合の授業料は、徴収しない。

- 一 国立の大学、短期大学又は高等専門学校の学生
- 二 大学間相互単位互換協定（大学間協定、部局間協定及びこれらに準じるものを含む。）により授業料を不徴収とされた公立若しくは私立の大学、短期大学又は高等専門学校の学生
- 三 大学間交流協定（大学間協定、部局間協定及びこれらに準じるものを含む。）により授業料を不徴収とされた外国の大学等の学生

(昭57規24・追加、平3規51・全改、平7規69・平9規4・平11規89・平16規85・平18規122・平28規68・令2規39・一部改正)

第47条 特別聴講学生が前条各号の一に該当する者以外の者である場合の授業料の額は、別表第2のとおりとし、当該特別聴講学生に対する授業の開始前に、その学期の分を徴収する。

(昭38規43・一部改正、昭48規20・全改、昭50規31・昭57規24・平3規51・平5規61・平7規69・平9規4・平16規85・令2規39・一部改正)

第48条 本章に規定する場合を除くほか、特別聴講学生には、学生に関する規定を準用する。

(昭29年7月1日・全改、昭31年4月1日・昭32年3月26日・一部改正、昭48

規20・全改、昭57規24・一部改正)

第11章 学部入学前教育受講生

(平29規3・追加)

第49条 各学部の入学前教育(第6条第1項に規定する入学の前において入学後の教育をより効果的に行うことを目的として実施する教育をいう。)の受講を志願する者があるときは、各学部において、選考の上、学部入学前教育受講生として入学を許可することがある。

(平29規3・追加)

第50条 学部入学前教育受講生の入学資格、入学の時期、在学期間その他については、別に定める。

(平29規3・追加)

第51条 学部入学前教育受講生の検定料、入学料及び授業料は、徴収しない。

(平29規3・追加)

第52条 本章に規定する場合を除くほか、学部入学前教育受講生には、学生に関する規定を準用する。

(平29規3・追加)

第12章 外国学生

(平29規3・旧第11章繰下)

第53条 外国人で、本学に入学、再入学、転入学又は編入学を志願するものがあるときは、外国学生として入学、再入学、転入学又は編入学を許可することがある。

2 外国学生として入学、再入学、転入学又は編入学を志願した者に対し、特別の事情があると各学部において認める場合には、特別の選考を行うことができる。

3 外国学生は、定員外とすることがある。

(昭29年7月1日・昭48規41・平16規85・平24規84・一部改正、平29規3・旧第52条繰下)

第54条 国費外国人留学生制度実施要項(昭和29年3月31日文部大臣裁定)に基づく国費外国人留学生の検定料、入学料及び授業料は、それぞれ第14条、第15条第1項及び第30条第1項の規定にかかわらず、徴収しない。

(昭48規41・全改、昭50規31・平16規85・一部改正、平29規3・旧第53条繰下)

附 則

1 この通則は、昭和27年12月18日から施行し、昭和24年6月1日から適用する。ただし、第30条、第31条第3項、第32条第4項、第39条、第40条、第41条、第46条、第48条および第50条の規定は、昭和27年4月1日から適用する。

(昭37規46・一部改正)

附 則 (昭和28年7月21日改正)

この通則は、昭和28年7月21日から施行する。

附 則 (昭和29年7月1日改正)

この通則は、昭和29年7月1日から施行する。

附 則（昭和30年1月22日改正）

- 1 この通則は、昭和30年4月1日から施行する。
- 2 この通則施行の際、現に従前の規定による医学部に在学している者は、この通則による医学部専門課程に在学している者とする。
- 3 昭和31年3月31日までに従前の規定による医学部に入学することのできる資格を得た者は、第7条の規定にかかわらず、昭和31年度までは、この通則による医学部専門課程に従前の例によって入学することができる。
- 4 昭和31年3月31日までに、従前の規定による医学部に入学することのできる資格を得た者は、昭和32年度以後においては、この通則による医学部専門課程に、第11条の規定により転入学又は編入学することができる。

附 則（昭和30年7月1日改正）

この通則は、昭和30年7月1日から施行し、昭和30年4月1日から適用する。ただし、第32条第3項の規定は、昭和30年度第2期分の授業料の徴収猶予から適用する。

附 則（昭和31年4月1日改正）

- 1 この通則は、昭和31年4月1日から施行する。
- 2 昭和30年度以前に入学、転入学、編入学及び転学部した者の授業料及び研究料については、この通則にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則（昭和32年3月26日改正）

この通則は、昭和32年4月1日から施行する。

附 則（昭和32年4月22日改正）

この通則は、昭和32年4月1日から施行する。

附 則（昭和32年6月27日改正）

この通則は、昭和32年6月27日から施行し、昭和32年4月1日から適用する。

附 則（昭和33年4月1日改正）

- 1 この通則は、昭和33年4月1日から施行する。
- 2 従前の規定による教育学部2年課程は、この通則にかかわらず、昭和32年度以前に入学した者が在学する間は、従前の規定による教育学部2年課程として存続するものとし、その学修、試験及び修了等については、なお、従前の例による。

附 則（昭和34年2月21日改正）

この通則は、昭和34年4月1日から施行する。

附 則（昭和37年4月17日規第46号改正）

この通則は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則（昭和38年5月15日規第43号改正）

- 1 この通則は、昭和38年5月15日から施行し、昭和38年4月1日から適用する。
- 2 この通則施行の際現に在学する学部学生に係る授業料の額については、この通則にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この通則施行の際現に在学する学部聴講生に係る授業料の額については、定められた在学期間（在学期間が延長された場合で、その延長の始期が昭和38年4月1日以後のものを除く。）が満了するまでの間は、この通則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和38年11月19日規第82号改正）

この通則は、昭和38年11月19日から施行し、昭和38年10月1日から適用する。

附 則（昭和39年3月17日規第21号改正）

この通則は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則（昭和39年9月22日規第58号改正）

この通則は、昭和39年10月1日から施行する。

附 則（昭和40年4月16日規第33号改正）

この通則は、昭和40年4月16日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。

附 則（昭和41年3月15日規第19号改正）

この通則は、昭和41年4月1日から施行する。ただし、改正後の入学検定料の額は、昭和42年度以後に入学、再入学、転学科（医学科専門課程への転学科に限る。）、転学部（医学部医学科および歯学部以外の学部から医学部医学科専門課程又は歯学部専門課程への転学部に限る。）、転入学又は編入学する者から適用する。

附 則（昭和45年7月21日規第54号改正）

この通則は、昭和45年7月21日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。

附 則（昭和47年4月18日規第38号改正）

- 1 この通則は、昭和47年4月18日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。
- 2 昭和47年4月1日前から引き続き在学している学部学生に係る授業料の額は、改正後の第30条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 昭和47年4月1日以後において再入学、転入学又は編入学をした者に係る授業料の額は、改正後の第30条の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。
- 4 昭和47年度において入学した学部学生から徴収する同年度に係る授業料の額は、改正後の第30条の規定にかかわらず、24,000円とし、第1学期にあつては6,000円を、第2学期にあつては18,000円を徴収する。
- 5 昭和47年4月1日前から引き続き在学している学部聴講生に係る授業料の額は、定められた在学期間（在学期間が延長された場合で、当該延長期間の始期が昭和47年4月1日以後のものを除く。）が満了するまでの間は、改正後の第41条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 昭和47年度において入学した学部聴講生（昭和47年4月1日前から引き続き在学している者であつて、定められた在学期間が延長された場合における当該延長期間の始期が昭和47年4月1日以後であるものを含む。）から徴収する同年度に係る1単位分の授業料の額は、改正後の第41条の規定にかかわらず、第1学期にあつては400円とし、第2学期にあつては1,200円とする。ただし、単位の修得に第1学期及び第2学期を通じての履修を必要とする授業科目に係る1単位分の授業料の額は、第1学期の1単位分の授業料の額の2分の1に相当する額及び第2学期の1単位分の授業料の額の2分の1に相当する額を合わせた額とする。

7 昭和47年度における入学を許可された者に係る入学料の額は、改正後の第15条第1項及び第40条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

8 昭和47年度の入学、再入学、転入学及び編入学に係る入学検定料の額は、改正後の第14条及び第39条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和47年5月16日規第70号改正）

- 1 この通則は、昭和47年5月16日から施行し、昭和47年5月1日から適用する。
- 2 昭和47年4月30日に医学部の前期課程又は医学部薬学科若しくは医学部製薬化学科の後期課程の学生であった者は、同年5月1日以後は、それぞれ、薬学部の前期課程又は薬学部薬学科若しくは薬学部製薬化学科の後期課程の学生となるものとする。
- 3 前項の規定により薬学部の学生となった者の、医学部における在学期間は、薬学部における在学期間とみなし、医学部において修得した授業科目及び単位は、薬学部において修得したものとみなす。

附 則（昭和48年3月20日規第20号改正）

この通則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年5月15日規第41号改正）

この通則は、昭和48年5月15日から施行し、この通則による改正後の第5条第1項の規定は、昭和48年4月12日から適用する。

附 則（昭和50年4月1日規第31号改正）

この通則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年3月15日規第16号改正）

この通則は、昭和52年3月15日から施行する。

附 則（昭和53年4月18日規第34号改正）

この通則は、昭和53年4月18日から施行する。

附 則（昭和53年9月19日規第52号改正）

この通則は、昭和53年9月19日から施行する。

附 則（昭和54年6月12日規第41号改正）

- 1 この通則は、昭和54年6月12日から施行する。
- 2 昭和54年度の再入学に係る検定料の額は、改正後の第14条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和54年10月16日規第51号改正）

この通則は、昭和54年10月16日から施行する。

附 則（昭和57年4月20日規第24号改正）

この通則は、昭和57年4月20日から施行する。

附 則（昭和62年3月17日規第12号改正）

この通則は、昭和62年3月17日から施行する。

附 則（昭和63年2月16日規第11号改正）

この通則は、昭和63年2月16日から施行する。

附 則（平成3年2月19日規第7号改正）

この通則は、平成3年2月19日から施行する。

附 則（平成3年7月16日規第51号改正）

この通則は、平成3年7月16日から施行し、改正後の第27条及び第28条の規定は、平成3年7月10日から適用する。

附 則（平成3年12月16日規第72号改正）

この通則は、平成3年12月16日から施行する。

附 則（平成5年4月1日規第61号改正）

- 1 この通則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 改正前の第1条の2の規定は、この通則にかかわらず、平成6年3月31日まで適用するものとする。
- 3 平成5年3月31日において現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成5年4月1日以降に在学者の属する年次に再入学、転入学又は編入学する者の取扱いについては、この通則にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、平成6年4月1日以降は、改正前の第26条の2及び第26条の3第1項中「各学部又は教養部」とあるのは「各学部」と、第26条の4第1項中「各学部規程又は教養部規程」とあるのは「各学部規程」と読み替えるものとする。
- 4 平成5年3月31日において現に聴講生として在学する者で、平成5年4月1日以降において引き続き在学するものの取扱いについては、この通則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成7年7月18日規第69号改正）

この通則は、平成7年7月18日から施行する。

附 則（平成8年9月17日規第90号改正）

この通則は、平成8年9月17日から施行する。

附 則（平成9年1月21日規第4号改正）

この通則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年1月19日規第3号改正）

この通則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年7月19日規第79号改正）

この規程は、平成11年7月19日から施行する。

附 則（平成11年12月21日規第89号改正）

- 1 この通則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第27条第2項の規定は、この通則の施行の日前から引き続き本学に在学する者（同日前に本学又は他の大学に在学し、同日以後に本学に在学することとなった者のうち、文部大臣の定める者を含む。）については、適用しない。

附 則（平成13年2月20日規第5号改正）

この通則は、平成13年4月1日から施行し、改正後の第7条第3号から第6号まで、第11条第1項第4号及び第26条の5第1項の規定は、平成13年1月6日から適用する。

附 則（平成13年10月16日規第156号改正）

この通則は、平成13年10月16日から施行する。

附 則（平成15年2月18日規第3号改正）

この通則は、平成15年4月1日から施行し、改正後の第15条第1項、第15条の2及び第23条第3号の規定は、平成15年度に入学、再入学（第1学期の初めにおける再入学に限る。）、転学部（医学部及び歯学部以外の学部から医学部又は歯学部への転学部に限る。）、転入学又は編入学を許可された者から適用する。

附 則（平成15年10月1日規第148号改正）

この通則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成15年10月14日規第168号改正）

この通則は、平成15年10月14日から施行する。

附 則（平成16年4月1日規第85号改正）

- 1 この通則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 工学部の資源工学科及び原子核工学科は、改正後の第1条の規定にかかわらず、平成8年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 文学部の文学科国文学専攻、中国文学専攻、英文学専攻、英語学専攻、ドイツ文学専攻及びフランス文学専攻、日本語学科言語学専攻、国語学専攻及び日本語教育学専攻、哲学科哲学専攻、倫理学専攻、美学・西洋美術史専攻、宗教学宗教史専攻、印度学仏教史専攻及び中国哲学専攻、社会学科社会学専攻、行動科学専攻、文化人類学専攻及び心理学専攻、史学科国史専攻、東洋史専攻、西洋史専攻、日本思想史専攻、東洋・日本美術史専攻及び考古学専攻は、改正後の第1条の規定にかかわらず、平成9年3月31日に当該学科及び専攻に在学するものが当該学科及び専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 教育学部の教育学科及び教育心理学科は、改正後の第1条の規定にかかわらず、平成10年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 5 薬学部の薬学科及び製薬化学科は、改正後の第1条の規定にかかわらず、平成11年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 6 工学部の機械知能工学科、機械電子工学科、機械航空工学科、地球工学科、量子エネルギー工学科、電気工学科、通信工学科、電子工学科、情報工学科、応用物理学科、分子化学工学科、生物化学工学科、金属工学科、材料物性学科、材料加工学科、土木工学科及び建築学科は、改正後の第1条の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 7 平成15年度以前に入学、再入学、転学科、転学部、転入学及び編入学した者の休学期間については、改正後の第18条第3項及び第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 8 平成11年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成11年4月1日以降に在学者の属する年次に再入学、転入学及び編入学する者に係る授業料の額は、第30条第1項の規定にかかわらず、この通則の施行の日の前日において国立学校における授業料その他の費用に関する省令（昭和36年文部省令第9号）の定めるところにより適用されていた授業料の額とする。

附 則（平成16年10月26日規第295号改正）

この通則は、平成16年10月26日から施行し、改正後の第44条及び第45条第2項の規定は、平成16年10月1日から適用する。

附 則（平成17年3月31日規第29号改正）

- 1 この通則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成11年3月31日に在学する者に係る授業料の額は、改正後の別表第2の規定にかかわらず、国立大学法人法等の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令（平成16年文部科学省令第15号）による廃止前の国立学校における授業料その他の費用に関する省令（昭和39年文部省令第11号）の定めるところにより適用されていた額とする。

附 則（平成17年4月1日規第73号改正）

この通則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月26日規第169号改正）

この通則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日規第59号改正）

- 1 この通則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 薬学部の総合薬学科は、改正後の第1条の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該学科に在学する者（以下「在学者」という。）が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとし、在学者並びに平成18年4月1日以後に在学者の属する年次に再入学、転学部、転入学及び編入学する者の修業年限、休学期間、卒業の認定及び学位授与については、改正後の第2条、第18条第3項及び第4項並びに第27条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成18年7月26日規第122号改正）

この通則は、平成18年7月26日から施行する。

附 則（平成18年10月23日規第138号改正）

この通則は、平成18年10月23日から施行し、改正後の第16条第3項の規定は、平成19年度における入学を志願する者から適用する。

附 則（平成18年12月22日規第179号改正）

- 1 この通則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 工学部の電気情報・物理工学科は、改正後の第1条の規定にかかわらず、平成19年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成19年3月29日規第32号改正）

この通則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月4日規第139号改正）

この通則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規第65号改正）

- 1 この通則は、平成20年4月1日から施行し、改正後の第11条第1項第3号、第5号及び第8号並びに第27条第2項の規定は、平成19年12月26日から適用する。
- 2 理学部の地球物質科学科は、改正後の第1条の規定にかかわらず、平成20年3月31日に当

該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成２１年３月３０日規第５４号改正）

改正 平成２２年３月３０日規第３１号
 平成２３年３月３１日規第３８号
 平成２４年４月６日規第４３号
 平成２５年５月１６日規第８４号
 平成３０年３月２９日規第５２号
 令和２年３月２８日規第３９号
 令和４年３月２９日規第３８号
 令和５年３月２９日規第５２号
 令和 年 月 日規第 号

- この通則は、平成２１年４月１日から施行する。
- 医学部医学科の収容定員及び入学定員は、改正後の別表第１医学部医学科の項の規定にかかわらず、平成２１年度から令和１１年度までの間は、次の表に掲げるとおりとする。

年度	平成 21年 度	平成 22年 度	平成 23年 度	平成 24年 度	平成 25年 度	平成 26年 度	平成 27年 度	平成 28年 度	平成 29年 度	平成 30年 度	平成 31年 度	令和 2年 度	令和 3年 度	令和 4年 度	令和 5年 度
収容 定員	610	629	649	674	709	744	769	785	800	810	810	791	772	753	734
入学 定員	110	119	120	125	135	135	135	135	135	135	135	116	116	116	116

年度	令和 6年 度	令和 7年 度	令和 8年 度	令和 9年 度	令和 10年 度	令和 11年 度
収容 定員	715	685	674	663	652	641
入学 定員	116	105	105	105	105	105

（平２２規３１・平２３規３８・平２４規４３・平２５規８４・平３０規５２・令２規３
 ９・令４規３８・令５規５２・一部改正）

附 則（平成２２年３月３０日規第３１号改正）

この通則は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則（平成２３年３月３１日規第３８号改正）

この通則は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則（平成24年4月6日規第43号改正）

この通則は、平成24年4月6日から施行し、改正後の附則第2項の表の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成24年6月25日規第84号改正）

この通則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成25年5月16日規第84号改正）

この規程は、平成25年5月16日から施行し、改正後の附則第2項の表の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成25年6月25日規第89号改正）

この通則は、平成25年6月25日から施行する。

附 則（平成26年3月25日規第33号改正）

この通則は、平成26年4月1日から施行し、改正後の第16条第2項及び別表第2備考第1項の規定は、平成27年度の入学、再入学、転入学及び編入学に係る選抜から適用する。

附 則（平成27年3月23日規第26号改正）

- 1 この通則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 工学部の情報知能システム総合学科は、改正後の第1条の規定にかかわらず、平成27年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成28年6月23日規第68号改正）

- 1 この通則は、平成28年6月23日から施行し、改正後の別表第2備考1の規定は、平成29年10月の入学に係る選抜から適用する。
- 2 東北大学国際学士コースの入学者選抜試験に係る検定料の徴収に関する規程（平成24年規第91号）は、廃止する。

附 則（平成28年9月27日規第76号改正）

この通則は、平成28年9月27日から施行する。

附 則（平成29年1月24日規第3号改正）

この通則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月29日規第52号改正）

この通則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月26日規第28号改正）

- 1 この通則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前に入学、再入学、転学科、転学部、転入学及び編入学した者の教育課程は、改正後の第24条第3号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月28日規第39号改正）

この通則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年7月7日規第64号改正）

この通則は、令和2年7月7日から施行する。

附 則（令和3年3月30日規第17号改正）

この通則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月29日規第38号改正）

この通則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月29日規第52号改正）

この通則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和 年 月 日規第 号改正）

この通則は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第1条関係）

（平16規85・追加、平17規29・平18規59・平18規179・平20規65・
平21規54・平23規38・平26規33・平27規26・一部改正）

学部	学科	収容定員	入学定員
文学部	人文社会学科	人 840	人 210
教育学部	教育科学科	280	70
法学部	法学科	640	160
経済学部	経済学科	540	130 (10)
	経営学科	540	130 (10)
理学部	数学科	180	45
	物理学科	312	78
	宇宙地球物理学科	164	41
	化学科	280	70
	地圏環境科学科	120	30
	地球惑星物質科学科	80	20
	生物学科	160	40
医学部	医学科	630	105
	保健学科	576	144
歯学部	歯学科	318	53
薬学部	創薬科学科	240	60
	薬学科	120	20
工学部	機械知能・航空工学科	936	234
	電気情報物理工学科	972	243
	化学・バイオ工学科	452	113
	材料科学総合学科	452	113
	建築・社会環境工学科	428	107

農学部	生物生産科学科	360	90
	応用生物化学科	240	60

備考 入学定員の欄中括弧を付したものは、編入学定員である。

別表第2（第14条、第15条、第30条、第39条、第40条、第41条、第47条関係）

（平16規85・追加、平17規29・平26規33・平28規68・一部改正）

区分	検定料	入学料	授業料
学部学生	円	円	円
	入学 17,000	282,000	535,800
	再入学、転入学及び編入学 30,000		
科目等履修生	9,800	28,200	14,800
特別聴講学生	—	—	14,800

備考

- 1 第16条第2項に定める選抜に係る検定料の額は、入学試験における第1段階目の選抜にあつては4,000円、第2段階目の選抜にあつては13,000円とし、再入学、転入学及び編入学に係る選考における第1段階目の選抜にあつては7,000円、第2段階目の選抜にあつては23,000円とする。ただし、国際学士コース入試における第1段階目の選抜に係る検定料の額は5,000円とし、第2段階目の選抜に係る検定料は徴収しないものとする。
- 2 学部学生の授業料は、年額である。
- 3 科目等履修生及び特別聴講学生の授業料は、1単位に相当する授業についての額である。

変更事項

(東北大学学部通則 (案))

[変更の事由]

令和 6 年度の東北大学医学部医学科の入学定員について、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」、「経済財政運営と改革の基本方針 2019」及び「令和 6 年度の医学部入学定員等の臨時的な取扱いについて（通知）」を踏まえ、11 名の増員を行うため。

[変更点]

医学部医学科の入学定員について、令和 6 年度において 11 名増員し、105 人から 116 人に変更するとともに、これに伴う収容定員の変更を行う。

東北大学学部通則現行改正案対照表（関係部分）

(改 正 案)		
目次	(省 略)	
第 1 条	}	(省 略)
第 54 条		
附 則		

- 附則(平成21年3月30日規第54号改正)
- 1 この通則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 医学部医学科の収容定員及び入学定員は、改正後の別表第1 医学部医学科の項の規定にかかわらず、平成21年度から令和11年度までの間は、次の表に掲げるとおりとする。

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
収容定員	610	629	649	674	709	744	769	785
入学定員	110	119	120	125	135	135	135	135
年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収容定員	800	810	810	791	772	753	734	715
入学定員	135	135	135	116	116	116	116	116
年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度			
収容定員	685	674	663	652	641			
入学定員	105	105	105	105	105			

附則(令和 年 月 日規第 号改正)

この通則は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1(第1条関係)

学部	学科	収容定員	入学定員
(省略)			
医学部	医学科	人 630	人 105
	保健学科	576	144

(現行)		
目次	(同左)	
第1条	}	(同左)
第54条		
附則		
	(同左)	

- 附則(平成21年3月30日規第54号改正)
- 1 この通則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 医学部医学科の収容定員及び入学定員は、改正後の別表第1 医学部医学科の項の規定にかかわらず、平成21年度から令和10年度までの間は、次の表に掲げるとおりとする。

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
収容定員	610	629	649	674	709	744	769	785
入学定員	110	119	120	125	135	135	135	135
年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収容定員	800	810	810	791	772	753	734	704
入学定員	135	135	135	116	116	116	116	105
年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度				
収容定員	674	663	652	641				
入学定員	105	105	105	105				

(同左)

(省 略)	
別表第2	(省 略)

別表第2 (同 左)

○東北大学学位規程

昭和30年1月1日

制定

改正 昭和30年7月1日

昭和31年4月1日

昭和31年7月21日

昭和34年11月24日

昭和35年9月22日

昭和36年5月23日

昭和37年10月16日規第86号

昭和42年4月18日規第20号

昭和46年3月20日規第22号

昭和47年4月18日規第40号

昭和50年3月18日規第11号

昭和51年4月20日規第40号

昭和54年1月16日規第8号

昭和59年4月17日規第16号

昭和62年4月21日規第29号

昭和62年9月14日規第61号

平成元年2月21日規第10号

平成3年7月16日規第55号

平成4年6月15日規第49号

平成5年4月1日規第66号

平成6年4月1日規第23号

平成6年9月20日規第80号

平成7年3月20日規第34号

平成8年3月19日規第32号

平成12年3月21日規第43号

平成13年2月20日規第9号

平成14年4月1日規第37号

平成15年4月1日規第9号

平成15年10月1日規第149号

平成16年4月1日規第87号

平成17年4月1日規第32号

平成18年4月1日規第58号

平成20年3月31日規第64号

平成21年4月14日規第76号

平成22年3月30日規第33号
平成24年3月26日規第32号
平成25年3月26日規第24号
平成25年6月25日規第91号
平成27年3月23日規第38号
平成29年3月28日規第39号
平成30年3月29日規第56号

東北大学学位規程

(趣旨)

第1条 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項の規定に基づき、東北大学（以下「本学」という。）が授与する学位については、東北大学学部通則（昭和27年12月18日制定）及び東北大学大学院通則（昭和28年11月16日制定）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（昭37規86・昭50規11・昭51規40・平3規55・一部改正）

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位とする。

2 学士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。

文学部 学士（文学）

教育学部 学士（教育学）

法学部 学士（法学）

経済学部 学士（経済学）

理学部 学士（理学）

医学部 学士（医学、看護学又は保健学）

歯学部 学士（歯学）

薬学部 学士（創薬科学、薬学）

工学部 学士（工学）

農学部 学士（農学）

3 修士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。

文学研究科 修士（文学）

教育学研究科 修士（教育学又は教育情報学）

法学研究科 修士（法学）

経済学研究科 修士（経済学又は経営学）

理学研究科 修士（理学）

医学系研究科 修士（医科学、障害科学、看護学、保健学又は公衆衛生学）

歯学研究科 修士（口腔科学）

薬学研究科 修士（薬科学）

工学研究科 修士（工学）

農学研究科 修士（農学）
国際文化研究科 修士（国際文化）
情報科学研究科 修士（情報科学）
生命科学研究科 修士（生命科学）
環境科学研究科 修士（環境科学）
医工学研究科 修士（医工学）

- 4 第4条第1項の規定により博士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。

文学研究科 博士（文学）
教育学研究科 博士（教育学又は教育情報学）
法学研究科 博士（法学）
経済学研究科 博士（経済学又は経営学）
理学研究科 博士（理学）
医学系研究科 博士（医学、障害科学、看護学又は保健学）
歯学研究科 博士（歯学）
薬学研究科 博士（薬科学又は薬学）
工学研究科 博士（工学）
農学研究科 博士（農学）
国際文化研究科 博士（国際文化）
情報科学研究科 博士（情報科学）
生命科学研究科 博士（生命科学）
環境科学研究科 博士（環境科学）
医工学研究科 博士（医工学）

- 5 前二項に定めるもののほか、修士又は博士の学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を修士（学術）又は博士（学術）と付記することがある。

- 6 第4条第2項の規定により博士の学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を付記するものとし、その名称については、前二項の規定を準用する。

- 7 第4条の2の規定により授与する専門職学位は、次のとおりとする。

法学研究科 公共法政策修士（専門職）又は法務博士（専門職）
経済学研究科 会計修士（専門職）

（昭31年7月21日・昭36年5月23日・昭47規40・昭50規11・平3規55・
平5規66・平6規23・平6規80・平8規32・平13規9・平14規37・平15
規9・平15規149・平16規87・平17規32・平18規58・平20規64・平
22規33・平24規32・平27規38・平30規56・一部改正）

（学士の学位授与の要件）

第2条の2 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

- 2 前項に規定するもののほか、学士の学位授与については、別に定める。

(平3規55・追加)

(修士の学位授与の要件)

第3条 修士の学位は、本学大学院修士課程又は博士課程の前期2年の課程（以下「修士課程等」という。）を修了した者に授与する。

(昭50規11・全改、昭51規40・平3規55・平15規9・一部改正)

(博士の学位授与の要件)

第4条 博士の学位は、本学大学院博士課程を修了した者に授与する。

- 2 前項に定めるもののほか、博士の学位は、博士課程を経ない者であっても、博士論文の審査に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された場合は、これを授与することができる。

(昭30年7月1日・昭37規86・昭47規40・一部改正、昭50規11・全改、平17規32・一部改正)

(専門職学位の学位授与の要件)

第4条の2 専門職学位は、本学大学院専門職学位課程を修了した者に授与する。

(平16規87・追加、平17規32・一部改正)

(大学院の課程による者の学位論文の提出)

第5条 本学大学院の課程（専門職学位課程を除く。）による者の学位論文（修士課程等において、特定の課題についての研究の成果の審査を受けようとする者については、当該研究の成果。以下同じ。）は、研究科長に提出するものとする。

- 2 研究科長は、前項の学位論文を受理したときは、学位を授与できる者か否かについて、教授会又は研究科委員会（以下「教授会等」という。）の審査に付さなければならない。

(昭50規11・平3規55・平5規66・平12規43・平14規37・平15規9・平16規87・平30規56・一部改正)

(大学院の課程を経ない者の学位授与の申請)

第6条 第4条第2項の規定により学位の授与を申請する者（以下「学位申請者」という。）は、学位申請書に博士論文、履歴書、論文目録、論文内容要旨及び学位論文審査手数料を添え、博士論文の内容に係る専攻分野の名称を付記して、その申請に応じた研究科長を経て総長に提出しなければならない。

- 2 学位論文審査手数料の額は、1件につき150,000円とする。ただし、学位申請者のうち本学の学部若しくは大学院に在籍していた者（科目等履修生、特別聴講学生、学部入学前教育受講生、特別研究学生又は研究生として在籍していた者を除く。）又は本学の職員（国立大学法人東北大学職員就業規則（平成16年規則第46号）第2条第1項に規定する職員及び国立大学法人東北大学特定有期雇用職員就業規則（平成21年規第26号）第2条に規定する特定有期雇用職員（外国人研究員（同規則第6条第2項に定める者をいう。）を除く。）をいう。以下同じ。）若しくは職員であった者に係る学位論文審査手数料の額は、1件につき75,000円とする。
- 3 研究科長は、第1項の申請を受理したときは、学位申請書を総長に進達するとともに、学位を授与できる者か否かについて、教授会等の審査に付さなければならない。

(昭31年4月1日・昭35年9月20日・昭42規20・昭50規11・昭51規40・昭59規16・昭62規29・昭62規61・平3規55・平5規66・平8規32・平12規43・平14規37・平16規87・平17規32・平21規76・平29規39・平30規56・一部改正)

(学位論文)

第7条 第5条第1項及び前条第1項に規定する学位論文(以下「学位論文」という。)は、1編に限る。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 審査のため必要があるときは、学位論文の副本、訳本、模型又は標本等の材料を提出させることがある。

(平3規55・一部改正)

(学位論文及び学位論文審査手数料の返付)

第8条 受理した学位論文及び学位論文審査手数料は、いかなる理由があっても返付しない。

(昭51規40・昭59規16・一部改正)

(審査委員)

第9条 教授会等は、第5条第2項又は第6条第3項の規定により学位を授与できる者か否かについて審査に付されたときは、当該研究科の専任の教授若しくは当該研究科に置かれる協力講座若しくは東北大学大学院組織運営規程第2条第1項の規定に基づき当該研究科を組織する附置研究所等の研究部門等に属する専任の教授である研究科担当教員のうちから2人以上の審査委員を選出して、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を委嘱しなければならない。

2 教授会等は、必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず、前項の審査委員以外の本学大学院の研究科担当教員等を、学位論文の審査、最終試験又は学力の確認の審査委員に委嘱することができる。

3 教授会等は、必要と認めたときは、第1項の規定にかかわらず、他の大学院又は研究所等の教員等に学位論文の審査を委嘱することができる。

(昭30年7月1日・昭46規22・昭50規11・昭62規61・平5規66・平12規43・平14規37・平16規87・平20規64・平30規56・一部改正)

(審査期間)

第10条 博士論文の審査、博士の学位の授与に係る最終試験及び学力の確認は、博士論文又は学位の授与の申請を受理した後1年以内に、学位を授与できる者か否かを決定できるよう終了しなければならない。ただし、特別の理由があるときは、教授会等の議を経て、その期間を延長することができる。

(昭37規86・昭50規11・昭59規16・平5規66・平12規43・一部改正)

(面接試験)

第10条の2 第4条第2項の規定により学位の授与を申請した者についての博士論文の審査に当たっては、面接試験を行うものとする。ただし、教授会等が、特別の理由があると認めた場合は、面接試験を行わないことができる。

(昭37規86・追加、昭50規11・昭59規16・平5規66・平12規43・一部

改正)

(最終試験)

第11条 最終試験は、学位論文の審査が終わった後に学位論文を中心として、これに関連のある科目について、口頭又は筆答により行うものとする。

(昭37規86・昭50規11・一部改正)

(学力確認の方法)

第12条 学力の確認は、博士論文に関連ある専攻分野の科目及び外国語について行うものとする。

2 学力の確認は、前項の規定にかかわらず、教授会等が特別の理由があると認めた場合は、博士論文に関連ある専攻分野の科目についてのみ行い、又は別に定めるところにより行うことができる。

(昭37規86・全改、昭50規11・昭59規16・平5規66・平12規43・一部改正)

(審査の省略)

第12条の2 審査委員は、学位論文の審査の結果、不合格と判定したときは、最終試験及び学力確認を行わないものとする。

(昭37規86・追加、昭59規16・一部改正)

(審査委員の報告)

第13条 審査委員は、審査が終了したときは、直ちにその結果を教授会等に報告しなければならない。

(昭59規16・平5規66・平12規43・一部改正)

(学位授与の議決)

第14条 学位の授与は、教授会等の出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

(昭30年7月1日・全改、昭46規22・昭59規16・平5規66・平12規43・平16規87・一部改正)

(研究科長の報告)

第15条 教授会等において、学位を授与できる者と議決したときは、研究科長は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認の結果の要旨等を総長に報告しなければならない。

2 教授会等において、第4条第2項の規定により学位の授与を申請した者に対して、学位を授与できない者と議決したときは、研究科長は、博士論文の審査及び学力の確認の結果の要旨を総長に報告しなければならない。ただし、第12条の2の規定により学力の確認を行わないときは、その確認の結果の要旨は、報告することを要しない。

(昭37規86・昭50規11・平5規66・平8規32・平12規43・平14規37・平30規56・一部改正)

(学位の授与)

第16条 総長は、前条第1項の規定による報告に基づいて、学位を授与できる者と認めたときは、学位を授与するものとする。

2 総長は、前条第2項の規定による報告に基づいて、学位を授与できない者と認めたときは、そ

の旨を本人に通知するものとする。

(昭30年7月1日・全改、昭37規86・平8規32・平27規38・一部改正)

(論文要旨等の公表)

第17条 総長は、前条第1項の規定により博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットを通じて公表するものとする。

(平25規91・追加)

(学位論文の公表)

第18条 博士の学位を授与された者は、授与された日から1年以内に、当該博士論文の全文を公表しなければならない。ただし、学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない理由がある場合には、研究科長の承認を受けて、当該博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、当該研究科長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前二項の規定による公表は、別に定めるところによりインターネットを通じて行うものとする。

4 第1項の規定により公表する場合は当該博士論文に「東北大学審査学位論文(博士)」と、第2項の規定により公表する場合は当該博士論文の要旨に「東北大学審査学位論文(博士)の要旨」と明記しなければならない。

(昭50規11・昭59規16・平3規55・平14規37・一部改正、平25規91・旧第17条繰下・一部改正、平30規56・一部改正)

(学位授与の取消)

第19条 学位を授与された者が、次の各号の一に該当するときは、総長は、当該教授会等及び学務審議会の議を経て、既に授与した学位を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

一 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき。

二 学位を授与された者がその名誉を汚辱する行為を行ったとき。

2 教授会等において前項の議決を行う場合は、第14条の規定を準用する。

(昭37規86・昭59規16・平5規66・平8規32・平12規43・平13規9・一部改正、平25規91・旧第18条繰下、平27規38・一部改正)

(学位記及び学位授与申請関係書類)

第20条 学位記及び学位授与申請関係書類の様式は、別記様式第1号から別記様式第8号のとおりとす。

(平3規55・平17規32・一部改正、平25規91・旧第19条繰下)

附 則

1 この規程は、昭和30年1月1日から施行する。ただし、第4条第2項の規定により学位の授与を申請した者に対する博士の学位の授与は、東北大学学位規程(大正10年4月4日制定)第

1 条に規定する学位と同種の学位以外の学位については、本学大学院博士課程を経た者に対する博士の学位が授与された後において行なうものとする。

- 2 東北大学学位規程（大正10年4月4日制定）は、この規程の施行にかかわらず、昭和37年3月31日（医学博士については、昭和35年3月31日）までは、なお、効力を有する。

附 則（昭和30年7月1日改正）

この規程は、昭和30年7月1日から施行する。

附 則（昭和31年4月1日改正）

この規程は、昭和31年4月1日から施行する。

附 則（昭和31年7月21日改正）

この規程は、昭和31年7月21日から施行する。

附 則（昭和34年11月24日改正）

この規程は、昭和34年11月24日から施行し、昭和34年8月1日から適用する。

附 則（昭和35年9月22日改正）

この規程は、昭和35年9月22日から施行し、昭和35年4月1日から適用する。

附 則（昭和36年5月23日改正）

この規程は、昭和36年5月23日から施行し、昭和36年4月1日から適用する。

附 則（昭和37年10月16日規第86号改正）

- 1 この規程は、昭和37年10月16日から施行する。

- 2 この規程施行の際、現に第4条第2項の規定による学位の授与を審査中のものについては、この規程にかかわらず、改正前の東北大学学位規程によることができる。

附 則（昭和42年4月18日規第20号改正）

この規程は、昭和42年4月18日から施行し、昭和42年4月1日以後に受理する学位の授与の申請から適用する。

附 則（昭和46年3月20日規第22号改正）

この規程は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年4月18日規第40号改正）

この規程は、昭和47年4月18日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則（昭和50年3月18日規第11号改正）

改正 昭和54年1月16日規第8号

この規程は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年4月20日規第40号改正）

この規程は、昭和51年4月20日から施行し、この規程による改正後の第6条第1項の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（昭和54年1月16日規第8号改正）

この規程は、昭和54年1月16日から施行する。

附 則（昭和59年4月17日規第16号改正）

この規程は、昭和59年4月17日から施行し、この規程による改正後の第6条第1項の規定は、

昭和59年4月1日から適用する。

附 則（昭和62年4月21日規第29号改正）

この規程は、昭和62年4月21日から施行し、この規程による改正後の第6条第1項の規定は、昭和62年4月1日から適用する。

附 則（昭和62年9月14日規第61号改正）

この規程は、昭和62年10月1日から施行する。

附 則（平成元年2月21日規第10号改正）

この規程は、平成元年2月21日から施行し、平成元年1月8日から適用する。

附 則（平成3年7月16日規第55号改正）

この規程は、平成3年7月16日から施行し、改正後の東北大学学位規程の規定は、平成3年7月10日から適用する。

附 則（平成4年6月15日規第49号改正）

この規程は、平成4年6月15日から施行する。

附 則（平成5年4月1日規第66号改正）

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年4月1日規第23号改正）

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年9月20日規第80号改正）

この規程は、平成6年9月20日から施行する。

附 則（平成7年3月20日規第34号改正）

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月19日規第32号改正）

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月21日規第43号改正）

1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

（学力確認の方法の特例に関する規程の一部改正）

2 学力確認の方法の特例に関する規程（昭和37年規第87号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成13年2月20日規第9号改正）

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年4月1日規第37号改正）

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年4月1日規第9号改正）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年10月1日規第149号改正）

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日規第87号改正）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日規第32号改正）

この規程は、平成17年4月1日から施行し、改正後の別記様式第1号から別記様式第5号までの規定は、平成16年10月14日から適用する。

附 則（平成18年4月1日規第58号改正）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規第64号改正）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月14日規第76号改正）

この規程は、平成21年4月14日から施行し、改正後の第6条第2項のただし書の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成22年3月30日規第33号改正）

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前に薬学研究科の博士課程の前期2年の課程に入学した者の学位に付記する専攻分野の名称は、改正後の第2条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月26日規第32号改正）

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前に薬学研究科の博士課程の後期3年の課程に進学又は編入学した者の学位に付記する専攻分野の名称は、改正後の第2条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月26日規第24号改正）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月25日規第91号改正）

- 1 この規程は、平成25年6月25日から施行する。
- 2 改正後の第17条の規定は、平成25年4月1日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第18条の規定は、平成25年4月1日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月23日規第38号改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日規第39号改正）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月29日規第56号改正）

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度以前に教育学研究科及び教育情報学教育部に入学、進学又は編入学した者の学位に付記する専攻分野の名称は、改正後の第2条第3項及び第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規程による改正前の第5条、第6条第1項及び第3項、第15条並びに第18条第2項の

規定は、東北大学大学院通則の一部を改正する通則（平成30年規第54号）附則第2項の規定により教育情報学教育部が存続する間、なおその効力を有する。

別記様式第1号(第2条の2の規定により授与する学位記の様式)

		○第	号
Tohoku University	学 位 記		
hereby confers upon			
[氏名]	氏 名	年 月 日 生	
the Degree of	本学○○学部○○学科所定の課程を修		
[学位名]	め卒業したので学士(○○)の学位を授与		
having completed the prescribed	する		
program of the Department of			
[学科名]			
Faculty(School) of	年	月	日
[学部名]			
on [月] [日], [年]			
	東北大学総長		
	総長署名	印	
[総長署名]			
[総長名]			
President,			
Tohoku University			

別記様式第2号(第3条の規定により授与する学位記の様式)

Tohoku University	○修第	号
hereby confers upon	学	位 記
[氏名]	氏	名
the Degree of	年	月 日生
[学位名]		
having completed the Master's	本学大学院○○研究科○○専攻の修士	
Program in the discipline of	課程(博士課程の前期2年の課程)を修了し	
[専攻名]	たので修士(○○)の学位を授与する	
in the Graduate School		
of [研究科名]	年	月 日
on [月] [日], [年]		
[総長署名]	東北大学総長	
[総長名]	総長署名	印
President,		
Tohoku University		

別記様式第3号(第4条第1項の規定により授与する学位記の様式)

Tohoku University	○博第 号
hereby confers upon	学 位 記
[氏名]	氏 名
the Degree of	年月日生
[学位名]	
having passed the prescribed final examination in the discipline of	本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程において博士論文の審査及び最終試験に合格したので博士(○○)の学位を授与する
[専攻名]	
and completed a doctoral dissertation in the Graduate School of [研究科名]	
on [月] [日], [年]	年 月 日
[総長署名]	東北大学総長
[総長名]	総長署名 印
President,	
Tohoku University	

別記様式第3—2号(第4条第1項の規定により授与する学位記の様式で東北大学大学院通則
第2条の2に規定する学位プログラムを修了した者へ授与するもの)

Tohoku University	○博第 号
hereby confers upon	学 位 記
[氏名]	氏 名
the Degree of	年月日生
[学位名]	
having passed the prescribed final examination in the discipline of	△△△△△を修了し、本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程において博士論文の審査及び最終試験に合格したので博士(○○)の学位を授与する
[専攻名]	
and completed a doctoral dissertation in the Graduate School of [研究科名]	
and also passed the final examination of the [△△△△△]	年 月 日
on [月] [日], [年]	
	東北大学総長 総長署名 印
[総長署名]	
[総長名]	
President,	
Tohoku University	

※△△△△△は、学位プログラムの名称

別記様式第4号(第4条第2項の規定により授与する学位記の様式)

Tohoku University	○第 号
hereby confers upon	学 位 記
[氏名]	氏 名
the Degree of	年月日生
[学位名]	
has submitted a doctoral	本学に博士論文を提出し所定の審査に合
dissertation and successfully	格したので博士(○○)の学位を授与する
fulfilled all the requirements	
on [月] [日], [年]	年 月 日
[総長署名]	東北大学総長
[総長名]	総長署名 印
President,	
Tohoku University	

別記様式第5号(第4条の2の規定により授与する学位記の様式)

Tohoku University	○専第 号
hereby confers upon	学 位 記
[氏名]	
the Degree of	氏 名
[学位名]	年月日生
having completed the Professional	本学大学院○○研究科○○専攻の専門
Degree Program in the discipline of	職学位課程を修了したので○○(専門職)
[専攻名]	の学位を授与する
in the Graduate School of [研究科名]	
on [月] [日], [年]	年 月 日
[総長署名]	東北大学総長
[総長名]	総長署名 印
President,	
Tohoku University	

備考 法学研究科総合法制専攻にあつては、様式中「専門職学位課程」とあるのは「法科大学院の課程」とする。

別記様式第6号

(第6条第1項の規定による学位申請書の様式)

		年	月	日			
東北大学総長							
〇〇〇〇	殿						
		現住所					
		氏 名	〇	〇	〇	〇	印
博士の学位授与について(申請)							
貴学学位規程第6条第1項の規定に基づき、博士論文、関係書類及び学位論文審査手数料 円を添えて、博士(〇〇)の学位の授与を申請します。							
提出論文及び添付書類							
1	博士論文			1部			
	(ほかに参考論文)	(		部)			
2	履歴書			1部			
3	論文目録			1部			
4	論文内容要旨			1部			

備考 博士(〇〇)の括弧内には、博士論文の内容に係る専攻分野の名称を記入すること。(記入例 博士(文学)、博士(理学))

別記様式第7号

(第6条第1項の規定による論文目録の様式)

論 文 目 録

氏 名			
博士論文			
(冊)			
題 名	公 表 の 方 法	公 表 の 年 月 日	
参考論文 題 名	公 表 の 方 法	公 表 年 月 日	冊 数

備考

- 1 論文題名(博士論文、参考論文)が外国語の場合は、活字体で記入し、日本語の訳文を括弧書きすること。
- 2 論文(博士論文、参考論文)が未公表の場合は、公表予定の方法及び時期を記入すること。
- 3 参考論文については、提出する論文についてのみ、その題名及び冊数を記入すること。

別記様式第8号

(第6条第1項の規定による履歴書の様式)

履 歴 書

ふりがな		性 別	生 年 月 日
氏 名		男・女	年 月 日
本 籍	現 住 所		
都道府県	(郵便番号)		
学 歴 年 月 日 卒業 ----- ----- ----- 研究歴 年 月 日 ----- ----- ----- 職 歴 年 月 日 ----- ----- -----			

備考

- 1 学歴は、大学卒業以後(大学を卒業していない場合には、最終出身学校)について、学科名又は専攻名までを記入すること。
- 2 研究歴及び職歴は、主なものを記入すること。

別記様式第1号（第2条の2の規定により授与する学位記の様式）

（平3規55・追加、平6規23・平15規9・一部改正、平17規32・全改、平30規56・一部改正）

別記様式第2号（第3条の規定により授与する学位記の様式）

（平3規55・追加、平14規37・平15規9・一部改正、平17規32・全改、平30規56・一部改正）

別記様式第3号（第4条第1項の規定により授与する学位記の様式）

（平3規55・追加、平14規37・平15規9・一部改正、平17規32・全改、平30規56・一部改正）

別記様式第3—2号（第4条第1項の規定により授与する学位記の様式で東北大学大学院通則第2条の2に規定する学位プログラムを修了した者へ授与するもの）

（平25規24・追加、平29規39・平30規56・一部改正）

別記様式第4号（第4条第2項の規定により授与する学位記の様式）

（平3規55・追加、平15規9・一部改正、平17規32・全改、平30規56・一部改正）

別記様式第5号（第4条の2の規定により授与する学位記の様式）

（平16規87・追加、平17規32・全改、平30規56・一部改正）

別記様式第6号

（平3規55・追加、平8規32・一部改正、平16規87・旧別記様式第5号繰下、平25規91・一部改正）

別記様式第7号

（平3規55・追加、平16規87・旧別記様式第6号繰下）

別記様式第8号

（平3規55・追加、平16規87・旧別記様式第7号繰下）

○東北大学医学部規程

平成5年4月1日

規第116号

改正 平成7年3月17日規第16号

平成8年4月1日規第46号

平成9年3月31日規第37号

平成10年4月1日規第21号

平成11年3月15日規第8号

平成12年3月17日規第13号

平成13年3月26日規第31号

平成14年4月1日規第64号

平成14年5月24日規第133号

平成15年4月1日規第70号

平成15年10月1日規第163号

平成16年4月1日規第215号

平成17年12月27日規第186号

平成19年3月13日規第21号

平成22年3月15日規第14号

平成23年10月11日規第87号

平成27年3月23日規第28号

令和3年7月13日規第80号

令和4年1月11日規第1号

令和4年3月8日規第13号

令和5年3月29日規第63号

東北大学医学部（専門）規程（昭和32年4月22日制定）の全部を改正する。

東北大学医学部規程

目次

第1章 総則（第1条—第2条の3）

第2章 入学、再入学、転学部、転入学及び編入学（第3条—第7条の2）

第3章 教育課程の編成（第8条）

第4章 全学教育科目の授業、履修方法、試験等（第9条）

第5章 専門教育科目の授業、履修方法、試験等（第10条—第19条）

第6章 他の大学又は短期大学における授業科目の履修及び留学（第20条—第21条）

第6章の2 大学以外の教育施設等における学修（第22条・第22条の2）

第7章 進級及び卒業（第23条）

第8章 科目等履修生（第24条—第28条）

第9章 特別聴講学生（第29条）

附則

第1章 総則

第1条 東北大学医学部（以下「本学部」という。）における、入学、再入学、転学部、転入学、編入学、授業、試験、卒業等については、東北大学学部通則（昭和27年12月18日制定）に定めるところのほか、この規程による。ただし、医学部長（以下「学部長」という。）は、必要に応じ教授会の議を経て特例を定めることができる。

第1条の2 本学部は、医学教育により、真理を探究する姿勢を育み、科学的根拠に基づく医学及び医療技術を実践し、病める人の立場になって優れた倫理観及び温かい人間性を持って対応のできる医師、医療技術者及び研究者を育成することを目的とする。

第2条 本学部に、次の学科を置く。

医学科

保健学科

2 保健学科に、次の専攻を置く。

看護学専攻

放射線技術科学専攻

検査技術科学専攻

第2条の2 医学科は、教員と学生相互の協調により強固な教育基礎を構築し、医学の根源を解明する研究及び教育を実践し、豊かな人間性及び旺盛な探求心を育むことにより、人類の健康及び福祉に貢献することができる指導力のある高度専門職業人及び研究者を育成することを目的とする。

2 保健学科は、次の表の左欄に掲げる専攻の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げることを目的とする。

専攻	目的
看護学専攻	高い専門的知識及び豊かな人間性を持った看護師及び助産師並びに将来の指導者及び研究者として看護学を発展させることのできる人材の育成
放射線技術科学専攻	放射線技術科学を身に付けた指導力のある診療放射線技師並びに将来の指導者及び研究者として放射線技術科学を支え得る深い専門的知識及び幅広い教養を持った人間性豊かな人材の育成
検査技術科学専攻	高度な専門的知識を持ち、人の尊厳に深い理解を持つ医療人としての臨床検査技師並びに将来の指導者及び研究者として医療科学の分野を支え得る人材の育成

第2条の3 学生の在学年限は、次のとおりとする。

医学科 9年

保健学科 6年

第2章 入学、再入学、転学部、転入学及び編入学

第3条 入学に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が別に定める。

第4条 本学部を中途退学した者又は除籍された者で、再び入学を志願するものがあるときは、選考の上、再入学を許可することがある。

第5条 本学部へ転学部、転入学又は編入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、転学部、転入学又は編入学を許可することがある。この場合の出願資格、選考方法等については、教授会の議を経て、学部長が別に定める。

第6条 前二条の規定により再入学、転学部、転入学又は編入学を許可された者の修得単位数、履修方法等については、教授会の議を経て、学部長が別に定める。

第7条 本学、他の大学又は外国の大学を卒業し、又は中途退学した者で、医学科に入学を許可されたものの当該卒業又は中途退学をした大学において修得した授業科目及び単位数については、教授会の議を経て、学部長が定めるところにより、医学科において修得したものと認めることがある。

2 前項の規定により医学科において修得したものと認めることができる授業科目は、全学教育科目の展開科目及び共通科目とし、単位数は、合わせて35単位までとする。

3 第1項の認定を受けようとする者は、所定の願書に必要書類を添えて、入学した年度の所定の期日までに、学部長に願い出なければならない。

第7条の2 本学、他の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学を卒業し、又は中途退学した者で、保健学科に入学を許可されたものの当該卒業又は中途退学をした大学又は短期大学において修得した授業科目及び単位数については、教授会の議を経て、学部長が定めるところにより、保健学科において修得したものと認めることがある。

2 前項の規定により保健学科において修得したものと認めることができる単位数は、第21条第2項、第22条第2項及び第22条の2第1項の規定により修得したものとみなし、又は履修とみなし与える単位と合わせて60単位を限度とする。

3 第1項の認定を受けようとする者は、所定の願書に必要書類を添えて、入学した年度の所定の期日までに、学部長に願い出なければならない。

第3章 教育課程の編成

第8条 本学部の教育課程は、次の各号に掲げる授業科目をもって編成する。

一 全学教育科目

二 専門教育科目

第4章 全学教育科目の授業、履修方法、試験等

第9条 全学教育科目の授業科目、単位数等は、東北大学全学教育科目等規程（平成5年規第91号。以下「全学教育科目等規程」という。）第3条の定めるところによる。

2 前項の授業科目の履修方法、単位の計算、履修手続、試験等及び成績区分については、全学教育科目等規程に定めるところのほか、教授会の議を経て、学部長が別に定めるところによる。

第5章 専門教育科目の授業、履修方法、試験等

第10条 医学科における専門教育科目の授業科目、単位数及び履修方法は、別に定める。

2 保健学科における専門教育科目の授業科目、単位数及び履修方法は、別に定める。

第10条の2 保健学科の学生は、毎学期の所定の期日までに、履修しようとする授業科目を学部

長に届け出なければならない。

第11条 学生は、他の学部 of 授業科目を履修しようとするときは、学部長の許可を得なければならない。この場合には、履修しようとする学部の手続によらなければならない。

第12条 他の学部 of 学生で、本学部 of 授業科目の履修を志願する者があるときは、学生 of 履修に妨げのない場合に限り、担当教員及び学部長の許可を得て、授業科目を履修することができる。

第13条 学生は、病気その他の理由により、7日以上授業に出席することができないときは、欠席届を学部長に提出しなければならない。

第14条 授業科目の履修の認定は、試験等による。試験等に合格した者には、所定の単位を与える。

2 試験等は、所定の時期に行う。

3 当該授業科目を履修した者でなければ、試験等を受けることができない。

第15条 病気その他の正当な理由により、試験等を受けることができない者は、理由を具して、学部長に届け出なければならない。ただし、病気の場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

第16条 第14条 of 試験等で不合格の者及び前条 of 理由により試験等を受けなかった者は、それぞれ再試験等又は追試験等を受けることができる。

第17条 第15条 of 手続をとらないで試験等に欠席した者に対しては、追試験等を行わない。

第18条 各授業科目 of 成績は、100点を満点とし、60点以上を合格とする。

第19条 試験等についての詳細は、教授会 of 議を経て、学部長が別に定める。

第6章 他の大学又は短期大学における授業科目の履修及び留学

第20条 保健学科において、学生が他の大学又は短期大学 of 授業科目を履修することが教育上有益であると認めるときは、あらかじめ当該他の大学又は短期大学と協議の上、学生が当該他の大学又は短期大学 of 授業科目を履修することを認めることがある。

第20条 of 2 医学科 of 学生は、学部長の許可を得て、教授会 of 議を経て、学部長が定める外国の大学又はこれに相当する高等教育機関等に留学することができる。

2 保健学科 of 学生は、学部長の許可を得て、教授会 of 議を経て、学部長が定める外国の大学若しくは短期大学又はこれらに相当する高等教育機関等（以下「外国の大学等」という。）に留学することができる。

第21条 前条第1項 of 規定により医学科 of 学生が留学して得た修学 of 成果は、教授会 of 議を経て、学部長が定めるところにより、医学科において修得したものとみなすことがある。

2 第20条及び前条第2項 of 規定により保健学科 of 学生が履修した授業科目について修得した単位及び留学して得た修学 of 成果は、教授会 of 議を経て、学部長が定めるところにより、保健学科において修得したものとみなし、その単位数は、第7条 of 2第1項、次条第2項及び第22条 of 2第1項 of 規定により修得したものと認め、又は履修とみなし与える単位と合わせて60単位を限度とする。

第6章 of 2 大学以外 of 教育施設等における学修

第22条 医学科 of 学生が行う学修のうち文部科学大臣が別に定める学修で、教授会 of 議を経て、

学部長が定めるものは、医学科における授業科目の履修とみなし単位を与えることがある。

2 保健学科の学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修で、教授会が定めるものは、保健学科における授業科目の履修とみなし単位を与えることがある。

3 前項の規定により保健学科において履修とみなし与える単位数は、第7条の2第1項、第21条第2項及び次条第1項の規定により修得したものと認め、若しくはみなし、又は履修とみなし与える単位と合わせて60単位を限度とする。

第22条の2 入学する前に学生が行った前条第1項に規定する学修で、教授会の議を経て、学部長が定めるものは、保健学科における授業科目の履修とみなし単位を与えることがある。

2 前項の規定により保健学科において履修とみなし与える単位数は、第7条の2第1項、第21条第2項及び前条第2項の規定により修得したものと認め、若しくはみなし、又は履修とみなし与える単位と合わせて60単位を限度とする。

第7章 進級及び卒業

第23条 医学科の学生が、各年次に配当されている授業科目のうち専門教育科目の授業科目すべてを履修し、試験等に合格した場合には、進級者と認定する。この場合において、3年次への進級については、卒業に必要な全学教育科目を修得していなければならない。

2 前項本文の規定にかかわらず、特別の事情があると教授会の議を経て、学部長が認めるときは、専門教育科目の一部について修得することができなかった者について、進級を認めることがある。

3 保健学科の学生が、所属する専攻の授業科目のうち専門教育科目の必修の授業科目について、1年次及び2年次に配当されている授業科目すべてを履修し、試験等に合格した場合にあっては3年次進級者と、3年次に配当されている授業科目すべてを履修し、試験等に合格した場合にあっては4年次進級者と認定する。この場合において、3年次への進級については、教授会の議を経て、学部長が別に定めるところにより、所定の全学教育科目を修得していなければならない。

4 医学科の学生が、本学部を卒業するためには、6年以上在学し、全学教育科目から39単位以上及び専門教育科目から179.5単位以上の計218.5単位以上修得しなければならない。

5 保健学科の学生が、本学部を卒業するためには、4年以上在学し、別表に掲げるところにより全学教育科目及び専門教育科目について必要な単位を修得しなければならない。

6 前各項の進級及び卒業は、教授会の議を経て、学部長が認定する。

第8章 科目等履修生

第24条 特定の授業科目について履修を志願する者があるときは、学生の履修に妨げのない場合に限り、科目等履修生として入学を許可することがある。この場合の入学資格等については、教授会の議を経て、学部長が別に定める。

第25条 科目等履修生を志願する者は、担当教員の許可を得て学部長に願い出なければならない。

第26条 科目等履修生は、履修した授業科目について試験等を受けて単位を修得することができる。

第27条 科目等履修生が、修得した単位について証明を願い出たときは、担当教員の認定により学部長の単位修得証明書を交付することがある。

第28条 この章に規定するもののほか、科目等履修生には、学生の規定を準用する。

第9章 特別聴講学生

第29条 他の大学の学生又は外国の大学等の学生で、本学部の授業科目の履修を志願するものがあるときは、当該他の大学又は外国の大学等と協議して定めるところにより、特別聴講学生として受入れを許可することがある。

2 特別聴講学生の受入れに関し必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 平成5年3月31日において現に本学部専門課程に在学する者及び平成5年4月1日以降において本学部専門課程に進学する者（以下「在学者」という。）並びに平成5年4月1日以降に在学者の属する年次に再入学、転学部、転入学又は編入学する者の進級、教育課程、履修方法、卒業の要件等については、この規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成7年3月17日規第16号改正）

- 1 この規程は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 平成6年度以前に入学した者（平成7年4月1日に2年次に進級できなかった者を除く。）の教育課程、履修方法、卒業の要件等については、改正後の東北大学医学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成8年4月1日規第46号改正）

- 1 この規程は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 平成7年度以前に入学した者（平成8年4月1日に2年次に進級できなかった者を除く。）の授業科目、毎週授業時間数、単位数及び履修方法については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成9年3月31日規第37号改正）

- 1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 平成8年度以前に入学した者（平成9年4月1日に2年次に進級できなかった者を除く。）の授業科目、毎週授業時間数、単位数及び履修方法については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成10年4月1日規第21号改正）

- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 平成9年度以前に入学した者（平成10年4月1日に2年次に進級できなかった者を除く。）の授業科目、毎週授業時間数、単位数及び履修方法については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成11年3月15日規第8号改正）

- 1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 平成10年度以前に入学した者（平成11年4月1日に2年次に進級できなかった者を除く。）の授業科目、毎週授業時間数、単位数及び履修方法については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月17日規第13号改正）

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条の規定にかかわらず、平成11年度以前に入学した者の在学年限は12年とする。
- 3 平成11年度以前に入学した者（平成12年4月1日に2年次に進級できなかった者を除く。）の授業科目、毎週授業時間数、単位数及び履修方法については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成13年3月26日規第31号改正）

- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成12年度以前に入学した者の入学前の既修得単位の認定については、改正後の第7条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成12年度以前に入学、再入学、転入学及び編入学した者の進級の認定、授業科目、毎週授業時間数及び単位数については、改正後の第23条第2項及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成14年4月1日規第64号改正）

- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成13年度以前に入学した者（平成14年4月1日に2年次に進級できなかった者を除く。）の入学前の既修得単位及び進級の認定、授業科目、毎週授業時間数並びに単位数については、改正後の第7条第2項、第23条第2項及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成14年5月24日規第133号改正）

この規程は、平成14年5月24日から施行し、改正後の別表備考2の規定は、平成14年4月1日から適用する。

附 則（平成15年4月1日規第70号改正）

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成14年度以前に入学した者（平成15年4月1日に2年次に進級できなかった者を除く。）の入学前の既修得単位の認定については、改正後の第7条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成15年10月1日規第163号改正）

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日規第215号改正）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月27日規第186号改正）抄

- 1 この規程は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成19年3月13日規第21号改正）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月15日規第14号改正）

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 平成22年3月31日において現に保健学科に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成22年4月1日以降に在学者の属する年次に再入学、転入学及び編入学する者に係る在学年限については、改正後の第2条の3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成21年度以前に医学科に入学した者（平成22年4月1日に2年次に進級できなかった者を除く。）の進級の認定については、改正後の第23条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成23年10月11日規第87号改正）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月23日規第28号改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年7月13日規第80号改正）

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

2 令和3年度以前に保健学科に入学、再入学、転学部、転入学及び編入学した者の進級の要件については、改正後の第23条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和4年1月11日規第1号改正）

この規程は、令和4年1月11日から施行する。

附 則（令和4年3月8日規第13号改正）

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

2 令和3年度以前に保健学科に入学、再入学、転学部、転入学及び編入学した者の卒業の要件については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月29日規第63号改正）

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

2 令和4年度以前に医学科に入学、再入学、転学部、転入学及び編入学した者の卒業の要件については、改正後の第23条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表

卒業に必要な単位数

専攻	全学教育科目	専門教育科目	計
看護学専攻	40	105	145
放射線技術科学専攻	42	94	136
検査技術科学専攻	38	89	127

○東北大学医学部医学科履修内規

平成17年12月27日

制定

改正 平成19年3月15日

平成20年3月26日

平成21年2月27日

平成23年1月26日

平成25年3月13日

平成29年3月27日

平成30年2月27日

平成31年2月13日

令和2年2月17日

令和3年3月1日

令和4年2月28日

令和5年1月18日

令和5年2月27日

東北大学医学部医学科履修内規

(趣旨)

第1条 この内規は、東北大学医学部規程（平成5年規第116号。以下「規程」という。）第9条第2項及び第10条第1項の規定に基づき、東北大学医学部医学科（以下「本学科」という。）における全学教育科目の履修方法並びに専門教育科目の授業科目、単位数及び履修方法について定めるものとする。

(授業科目、単位数及び履修方法)

第2条 本学科における全学教育科目の履修方法並びに専門教育科目の授業科目、単位数及び履修方法は別表による。

附 則

- 1 この内規は、平成18年1月1日から施行する。
- 2 平成13年度以前に入学した者（平成14年4月1日に2年次に進級できなかった者を除く。）の授業科目、単位数及び履修方法については、この内規の規定にかかわらず、この内規施行の日の前日において改正前の規程により適用されていた授業科目、単位数及び履修方法とする。

附 則（平成19年3月15日改正）

この内規は、平成19年4月1日から施行し、改正後の別表の規定は、平成19年度入学者から適用する。

附 則（平成20年3月26日改正）

この内規は、平成20年4月1日から施行し、改正後の別表の規定は、平成20年度入学者から適用する。

附 則（平成21年2月27日改正）

この内規は、平成21年4月1日から施行し、改正後の別表共通科目外国語英語の項及び同表共通科目初修語の項の規定は、平成21年度入学者から適用する。

附 則（平成23年1月26日改正）

この内規は、平成23年4月1日から施行し、改正後の別表展開科目自然科学生命科学Cの項の規定は、平成23年度入学者から適用する。

附 則（平成25年3月13日改正）

この内規は、平成25年4月1日から施行し、改正後の別表共通科目外国語英語の項の規定は、平成24年度入学者から適用する。

附 則（平成29年3月27日改正）

この内規は、平成29年4月1日から施行し、改正後の別表の規定は、平成29年度入学者から適用する。

附 則（平成30年2月27日改正）

この内規は、平成30年4月1日から施行し、改正後の別表の規定は、平成30年度入学者から適用する。

附 則（平成31年2月13日改正）

この内規は、平成31年4月1日から施行し、改正後の別表の規定は、平成31年度入学者から適用する。

附 則（令和2年2月17日改正）

この内規は、令和2年4月1日から施行し、改正後の別表の規定は、令和2年度入学者から適用する。

附 則（令和3年3月1日改正）

この内規は、令和3年4月1日から施行し、改正後の別表の規定は、令和3年度入学者から適用する。

附 則（令和4年2月28日改正）

この内規は、令和4年4月1日から施行し、改正後の別表の規定は、令和4年度入学者から適用する。

附 則（令和5年1月18日改正）

この内規は、令和5年4月1日から施行し、改正後の別表の規定は、令和5年度入学者から適用する。

附 則（令和5年2月27日改正）

この内規は、令和5年4月1日から施行し、改正後の別表の規定は、令和5年度入学者から適用する。

別表

全学教育科目

類	群	授業科目	単位数	必修単位	修得すべき単	備考
---	---	------	-----	------	--------	----

						位数				
基 盤 科 目	学問論		学問論	2	2					
			学問論演習	1						
	人文科学		論理学	2	2					
			哲学	2						
			倫理学	2						
			文学	2						
			宗教学	2						
			芸術	2						
			教育学	2						
			歴史学	2						
			言語学・日本語科学	2						
			心理学	2						
			文化人類学	2						
			社会学	2						
			社会科学				経済と社会	2	2	
							日本国憲法	2		
	法学	2								
	政治学	2								
	情報社会の政治・経済	2								
	法・政治と社会	2								
	自然科学	数学	線形代数学入門	2						
			線形代数学概論	2						
			解析学入門	2						
			解析学概論	2						
			数理統計学入門	2						
			数理統計学概論	2						
		物理学	物理学概論Ⅰ	2						
			物理学概論Ⅱ	2						
		化学	化学概論	2						
		生物学	生命科学入門	2						
		宇宙地球科学	天文学概論	2						
			地球環境科学概論	2						
			地理学概論	2						
	学際科目	社会	インクルージョン社会	2						
		エネルギー	エネルギーや資源と持続可能性	2						
		生命	生命と自然	2						
		環境	自然と環境	2						
		情報	情報と人間・社会	2						

			東北アジア地域研究入門	2				
		融合型理科実験	自然科学総合実験	2	2			
		保健体育（実技）	スポーツA	1	1			
			スポーツB	1				
		保健体育（講義）	体と健康	2				
			身体の文化と科学	2				
先進科目	現代素養科目	情報教育	情報とデータの基礎	2	2			
			データ科学・AI概論	2				
			機械学習アルゴリズム概論	2				
			実践的機械学習Ⅰ	2				
			実践的機械学習Ⅱ	2				
			情報教育特別講義	2				
			国際教育	国際事情	2			
		国際教養PBL		2				
		国際教養特定課題		2				
		文化理解		2				
		文化と社会の探求		2				
		多文化間コミュニケーション		2				
		多文化PBL		2				
		多文化特定課題		2				
		グローバル学習		2				
		キャリア関連学習		2				
		グローバルPBL		2				
		グローバル特定課題		2				
		海外長期研修		1～6				
		海外短期研修（基礎A）		1				
		海外短期研修（基礎B）		2				
		海外短期研修		1				

			(展開A)			
			海外短期研修 (展開B)	2		
			海外短期研修 (発展A)	1		
			海外短期研修 (発展B)	2		
		キャリア教育	アントレプレナー入門塾	2		
			社会起業家・NPO入門ゼミ	2		
			ライフ・キャリアデザインA	2		
			ライフ・キャリアデザインB	2		
			ライフ・キャリアデザインC	2		
			ライフ・キャリアデザインD	2		
			インターンシップ事前研修	1		
			インターンシップ実習A	1		
			インターンシップ実習B	2		
			汎用的技術ワークショップ	2		
			キャリア教育特別講義	2		
	先端学術	カレント・トピックス科目		0.5 ～2		(開講する授業科目は毎年定める)
		フロンティア科目		2		(開講する授業科目は毎年定める)
言語科目	外国語	英語	英語Ⅰ—A	1	1	左記授業科目中、同一外国語の基礎Ⅰ・Ⅱの
			英語Ⅰ—B	1	1	
			英語Ⅱ—A	1	1	
			英語Ⅱ—B	1	1	
			英語Ⅲ	1	1	
			英語Ⅲ (e—learning)	1	1	
		初修語	基礎ドイツ語Ⅰ	2	4	
			基礎ドイツ語Ⅱ	2		
			展開ドイツ語Ⅰ	2		

		展開ドイツ語Ⅱ	2		授業科目を履修すること
		基礎フランス語Ⅰ	2		
		基礎フランス語Ⅱ	2		
		展開フランス語Ⅰ	2		
		展開フランス語Ⅱ	1		
		実践フランス語Ⅰ	1		
		実践フランス語Ⅱ	2		
		基礎ロシア語Ⅰ	2		
		基礎ロシア語Ⅱ	2		
		展開ロシア語Ⅰ	2		
		展開ロシア語Ⅱ	2		
		基礎スペイン語Ⅰ	2		
		基礎スペイン語Ⅱ	2		
		展開スペイン語Ⅰ	2		
		展開スペイン語Ⅱ	2		
		実践スペイン語Ⅰ	2		
		実践スペイン語Ⅱ	2		
		基礎中国語Ⅰ	2		
		基礎中国語Ⅱ	2		
		展開中国語Ⅰ	1		
		展開中国語Ⅱ	2		
		基礎朝鮮語Ⅰ	1		
		基礎朝鮮語Ⅱ	2		
		展開朝鮮語Ⅰ	2		
		展開朝鮮語Ⅱ	2		
	諸外国語	ギリシア語Ⅰ	2		
		ギリシア語Ⅱ	2		
		サンスクリット語Ⅰ	2		
		サンスクリット語Ⅱ	2		
		ラテン語Ⅰ	2		
		ラテン語Ⅱ	2		

学 術 基 礎 科 目		モンゴル語Ⅰ	2		外国人留学生の ための科目
		モンゴル語Ⅱ	2		
		イタリア語Ⅰ	2		
		イタリア語Ⅱ	2		
		チェコ語Ⅰ	2		
		チェコ語Ⅱ	2		
		アラビア語Ⅰ	2		
		アラビア語Ⅱ	2		
	日本語	日本語A	1		
		日本語B	1		
		日本語C	1		
		日本語D	1		
		日本語E	1		
		日本語F	1		
		日本語G	1		
		日本語H	1		
		日本語I	1		
		日本語J	1		
	基礎人文科学	(学都仙台ネットに開放の専門教育科目を中心に編成)	2		
	基礎社会科学	(学都仙台ネットに開放の専門教育科目を中心に編成)	2		
	基礎数学	線形代数学A	2		
		線形代数学B	2		
		解析学A	2		
		解析学B	2		
		常微分方程式論	2		
		複素関数論	2		
		数理統計学	2		
	基礎物理学	基礎物理数学	2		
	基礎化学	化学A	2		
		化学B	2		
		化学C	2		
	基礎生物学	生命科学A	2		
		生命科学B	2	2	
		生命科学C	2	2	
	基礎宇宙地球科学	地球システム科学	2		
		地球物質科学	2		
		地理学	2		
		天文学	2		

	地球惑星物理学	2			
		計	25	39	

備考

- 1 全学教育科目は合計55単位まで修得することができる。（上限単位）
- 2 学問論演習は履修することが望ましい。学問論演習の単位は卒業に必要な単位数に1単位まで含めることができる。
- 3 外国人留学生については、外国語の初修語として、日本語の単位を計4単位まで含めることができる。
- 4 本学部教授会が必要と認める場合は、本表に掲げる授業科目以外の科目を履修することができる。
- 5 授業科目の配当セメスター及び内容については毎年度定める。

専門教育科目

区分	授業科目	単位数	必修	1年	2年	3年	4年	5年	6年	備考
基礎医学	解剖学・生理学序説	0.5	0.5	○						
	肉眼解剖学	5	5		○					
	発生学	1	1		○					
	組織学	3	3		○					
	脳解剖学	1	1		○					
	医化学	4	4	○						
	医化学実習	1	1		○					
	放射線基礎医学	1	1	○						
	遺伝学	1	1	○						
	生理学	5	5		○					
	薬理学Ⅰ	2	2		○					
	薬理学Ⅱ	0.5	0.5			○				
	免疫学	2	2	○						
	微生物学	3	3		○					
	微生物学・免疫学実習	1	1		○					
	生体機能学実習	1	1		○					
	病理学Ⅰ講義および実習	2	2		○					
	病理学Ⅱ講義および実習	4	4			○				
	衛生学	2	2			○				
	公衆衛生学	3	3			○				
	法医学	2	2			○	○			
	医の倫理学・社会学	1	1			○				
	基礎医学修練	15	15			○				
	特別講義	0.5	0.5			○				講義題目は毎年度定める

	基礎医学実験	1			○					選択科目
臨床医学	地域医療体験実習	0.5	0.5	○						
	臨床修練前準備実習	2	2				○			
	循環器ブロック	2	2				○			
	呼吸器ブロック	2	2				○			
	消化器ブロック	3	3				○			
	神経ブロック	3	3				○			
	血液・免疫・アレルギー・感染症ブロック	2	2				○			
	内分泌・代謝・腎・泌尿器ブロック	4	4				○			
	精神・心理・行動ブロック	3	3				○			
	運動器・形成ブロック	2	2				○			
	生殖・女性ブロック	2	2				○			
	感覚器・皮膚ブロック	4	4				○			
	臨床腫瘍ブロック	2	2				○			
	外科・麻酔・救急・輸血ブロック	3	3				○			
	小児・遺伝・加齢・老年ブロック	4	4				○			
	画像診断学	2	2				○			
	社会医学合同講義	2	2				○			
	症候学チュートリアル	3	3				○			
	臨床推論・EBM・医療統計	1	1				○			
	臨床修練	38	38				○	○		
	地域医療実習	1	1				○	○		
	卒前最終講義	1	1						○	
医学・医療入門／行動科学		5	5	○						
医学研究PBL		0.5	0.5		○					
医学専門英語		2	2			○				
高次臨床修練		23	23					○	○	
計		179.5	178.5							

備考

- 1 本学部教授会が必要と認める場合は、本表に掲げる授業科目以外の科目を履修することができる。
- 2 授業科目の配置される学年は、変更されることがある。